

# 一般会計予算決算常任委員会記録

平成28年3月16日

【開催日】 平成28年3月16日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後5時25分

【出席委員】

委員長	伊藤 實	副委員長	小野 泰
委員	岡山 明	委員	河野 朋子
委員	笹木 慶之	委員	下瀬 俊夫
委員	中村 博行	委員	松尾 数則
委員	矢田 松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山 信義	副議長	三浦 英統
----	-------	-----	-------

【傍聴議員】

議員	河崎 平男	議員	杉本 保喜
議員	中島 好人		

【執行部出席者】

総合政策部長	芳司 修重	総合政策部次長兼企画課長	川地 諭
企画課主査	河田 圭司	企画課企画係長	杉山 洋子
企画課行革推進係長	別府 隆行	財政課長	篠原 正裕
財政課主査兼財政係長	山本 玄	市民生活部長	小野 信
人権・男女共同参画室長	岩佐 清彦	人権・男女共同参画室主査	亀田 由紀枝
石丸総合館長	川上 賢誠	健康福祉部長	河合 久雄
健康福祉部次長兼社会福祉課長	岩本 良治	高齢福祉課長	吉岡 忠司
高齢福祉課主幹	塚本 晃子	高齢福祉課技監	尾山 貴子
高齢福祉課主査	坂根 良太郎	高齢福祉課主査	河上 雄治
障害福祉課長	兼本 裕子	障害福祉課主査	岡村 敦子
社会福祉課主幹	深井 篤	社会福祉課主査	吉村 匡史
こども福祉課長	川崎 浩美	こども福祉課主幹	河口 修司
こども福祉課子育て支援係長	三藤 恵子	こども福祉課保育係長	山田 寿実子
国保年金課長	亀田 政徳	国保年金課主幹	安重 賢治
国保年金課国保係長	大濱 史久	国保年金課年金高齢医療係長	三隅 貴恵

産業振興部長	姫井昌	産業振興部次長兼農林水産課長	多田敏明
農林水産課技監	河田誠	農林水産課主査	中村景二
農林水産課主査	湯浅隆	農林水産課農林係長	森山喜久
建設部長	佐村良文	土木課長	榎坂昌歳
土木課課長補佐	井上岳宏	土木課主査	泉本憲之
都市計画課長	森一哉	都市計画課課長補佐	渡邊俊浩
都市計画課主査	高橋雅彦	都市計画課建築指導室長	迫田勝憲
都市計画課計画係長	大和毅司	建築住宅課長	中森達一
建築住宅課主幹	平中孝志	建築住宅課主査	森重豊浩
建築住宅課住宅管理係長	熊野貴史	成長戦略室長	大田宏
成長戦略室副室長	大谷剛士	文化会館長	西田実
文化会館主査	舩林康則	市民館長	金子雅宏
成長戦略室主幹	川崎信宏	教育長	江澤正思
教育部長	今本史郎	教育総務課長	尾山邦彦
教育総務課課長補佐	梶間純子	教育総務課学校施設係長	池田哲也
学校教育課長	笹村正三	学校教育課主幹	下瀬昌巳
学校教育課主幹	石田隆	学校教育課主査	古屋憲太郎
学校教育課指導係長	高良哲也	埴生幼稚園長	大野恵子
社会教育課長	和西禎行	社会教育課主査	臼井謙治
社会教育課社会教育係長	西村一郎	社会教育課人権教育係長	松田孝二
社会教育課文化財係主任	佐貫政彰	中央図書館長	山本安彦
厚狭図書館長	山根裕幸	農業委員会事務局長	阿武恒美
農業委員会事務局主任	村長康宣		

【事務局出席者】

局長	古川博三	局次長	清水保
----	------	-----	-----

【審査事項】

- 1 議案第15号 平成28年度山陽小野田市一般会計予算について

午前9時 開会

伊藤實委員長 それでは一般会計予算決算常任委員会を開催します。本日は審査番号7番10款教育費関係について行います。それでは264ページから285ページまでの質疑を受けたいと思います。

矢田松夫委員 幼稚園費ですが、今回減額となった大きな理由をお答え願いたいと思います。

古屋学校教育課主査 幼稚園就園奨励費ですが、今年度から子ども子育て支援新制度が始まっています。それに移行した園については、あらかじめ所得によって園料が決まる仕組みになっており、収入が低い方についてはあらかじめ減額された園料となることになっています。来年度はもう1園ほど施設給付型の幼稚園に移行することになりますので、その関係で約800万円減額されているところです。

矢田松夫委員 分かりました。それで埴生幼稚園だと思いますけれども、市内の公共施設では消防署の埴生出張所と埴生幼稚園が一番老朽化した施設だと思うんですけど、今回修繕費がわずかの金額になっていますが、本来ならたくさん修繕するところがあって、これほどしかなかったのか、認められなかったのかお答えできますか。

池田教育総務課学校施設係長 幼稚園の修繕費は特に削られたとかそういったことはありません。この予算の範囲の中で修繕をしているところです。

矢田松夫委員 ということは現場からは修繕費を含めた事業費に対する要求はなかったということの解釈でいいんですか。

池田教育総務課学校施設係長 幼稚園からもいろいろ修繕要望が上がっています。雨漏りがしていたら、その修繕とかそちらの対応はしているところです。

河野朋子委員 279ページ、図書館の図書購入費で上がっていますが、これは中央図書館と厚狭図書館を合わせたということで理解してよろしいですか。そうなりますと合併直後大幅に削減されて、図書購入費かなり問題になったんですけども、現在これは当時と比べてどの程度回復しているのかについてお聞きします。

山本中央図書館長 平成18年度が削減前の年度でしたけれども、そのときは1,800万円資料購入費がありました。現在はその約半分です。

河野朋子委員 いろんなところを削減して少しずつ財政状況も回復に向かっているというところで、完全に合併当時には戻らないにしても徐々に回復

してきているという中で、この図書費についてはまだまだ十分に回復できてないと思うんですけども、その辺り予算要求などはどのようにされているのかをお聞きします。

山本中央図書館長 例年予算要求では回復前の水準に持ち上げていきたいということで予算要求しています。ですが、なかなか十分な金額が認められないという現状です。

河野朋子委員 厚狭図書館も施設は新しくなって、利用者も増えていると聞いていますので、子供たちあるいは生涯教育の場でもありますので、図書購入費を今後増額してもらえるようにここで意見をしておきます。

松尾数則委員 公民館活動の件ですが、今回公民館の館長も随分代わられるという話を聞いていますけれど、今回代わられる公民館長は何名ですか。

和西社会教育課長 28年4月、来月ですが、代わられる館長は4人です。

松尾数則委員 公民館長の資格とかそういったものはあるんでしょうか。

和西社会教育課長 再任用職員あるいは任期付職員という条件で館長に就任してもらおうということになっています。

河野朋子委員 公民館については地域委託館ということで館長を地元から出して地域が運営していくという方針を今年度から変えて1年たったわけですけども、その辺りどのように捉えていますか。

和西社会教育課長 27年度から代わられた館が二つあり、1館が任期付職員、1館が再任用職員です。任期付職員の方については社会教育主事の資格も持っており、教職員のOBです。昨年度から兆しはあったんですけど、今年度文科省がかなり方針を変えてきており、地域学校協働本部という、教育を通じて地域再生を行っていくという方針が中教審あるいは年明けに文科大臣等から打ち出されています。そういった中でかなり教育委員会が関与し、その理念を理解してもらった上で公民館を核として地域を回していかなければならないという状況にならざるを得ない状況になっていきます、今後5年の間に。そういった中で一定の理念的なものを理解してもらっているというのはかなりアドバンテージになります。もう1館の再任用職員の方については、そのような状況がまだなか

なか難しいところがあるんですが、折を見てこちらとしては研修を通じて今の社会教育の情勢とかを理解してもらおうように努めているという状況です。

河野朋子委員 今聞きますと文科省の方針で随分公民館の捉え方が変わってきたということで、山陽小野田市もその影響で今2館はそういう状態ですけど、ほかの館は地元から出られた方ですよ。その辺り研修とかどうなんですか。

和西社会教育課長 その方たちだけを研修しているわけではありませんので、皆さんをひとしく集めて研修の場は設けているという状況です。

河野朋子委員 そうなりますと今後公民館長の任期が切れると代わるわけですよ。これについては今後どういう方針になるわけですか。

今本教育部長 先ほど身分のことを言いましたけども、社会教育施設ですから社会教育主事を持っている方が一番ですけども、ただ限られていますのでなかなかそういうわけにはいきません。和西が説明したように今学校を核として地域づくりをしていこうという流れが非常に進んでいます。ということで社会教育主事だとか学校活動や地域活動に理解がある、経験があるという方を中心に人選に当たっていくということで教育委員会としては考えています。

河野朋子委員 以前は職員が公民館に来てというところで地元とのつながりがなかなか難しいので地元委託館ということもされたと思うんですけども、今後も地元からなるべく出てほしいという地元の要望が結構あるんですけども、そうなりますと少し地元の人になりにくくなるという可能性があるということですよ。

和西社会教育課長 委託館制度は今回方針変更したんですけど、館長の選出についても運営協議会の意見はもらいたいというのはもちろんのところ、教育委員会が勝手に決めたみたいないないように努めていきたいと思います。委員が言われた地元の方をという声は地域の方は持っていることは確かです。地域の方が館長になれば親しみやすくなるという声はもらっているんですけど、こちらとしては全市的に見たときに社会教育をこうしていきたいということがあります。というのと学校と公民館をつないでいきたいという思いがありますので、こういう方を人選

していきたいという思いを運営協議会にはお伝えして理解いただくというようにことをしているところです。

松尾数則委員 話を聞いていると運営協議会の関わりがよく見えてこないところがあるんですが、文科省の方針が変わったという話はもちろん聞いているんですけど、運営協議会がどう関わっていくのか見えないところがあるので、運営協議会が基本的には公民館長を決めていくという流れはまだ残っているんですか。

和西社会教育課長 残っていませんが、意見をお聞きするんです。教育委員会が勝手に決めたみたいなイメージを地域の方々が持たないように事前に話をして進めているところです。

松尾数則委員 公民館長はその地域の顔なんですよね。だからその辺も踏まえて地域を代表する、地域から選ばれてもおかしくないような人を是非とも選んでいただきたい。要望です。

和西社会教育課長 館長を選出するに当たって、何を基準にするかがとても問題になってくると思います。今委員が言われたみたいに地域の方とお付き合いできないような方が館長になったらもちろんいけないと思います。地域の顔役として皆様とも親しみやすく接することができるというのが条件の一つに当然あります。また、その方が地区外の方か地区内の方かというのが別の問題になってくると思います。それも最大の条件としてあるとは思いますが、それに加えて先ほど言いました地方創生の観点から地域づくりで公民館の役割がかなり変わってきていますので、その部分を優先順位として上げていかなければいけないと考えています。

笹木慶之委員 271ページ、文化財の関係で三つありますので、まず文化財の整備補助金、それから文化財管理補助金について説明してください。

佐貫社会教育課文化財係主任 文化財整備補助金3万3,000円は竜王山にあるハマセンダンを樹木医に毎年定期診断してもらっているんですが、その所有者に対する補助金になります。もう一つ、文化財保存修理補助金ですが、ハマセンダンについて昔の大浜神社の遺構があり、その灯笼等が倒れそうになって危険性がありますので、その撤去等をする工事をしたいと考えており、所有者に対して補助金を交付しようと考えています。もう一つが国の文化財である徳利窯のレンガが剥げ落ちる等の状

態になっていますので、修繕するための補助金を所有者に対して交付しようと考えています。もう一つの文化財管理補助金ですが、文化財を管理している所有者に対して2万7,000円から1万8,000円程度の補助金を交付するものです。

笹木慶之委員 文化財管理補助金は何件ぐらいあるんですか。

佐貫社会教育課文化財係主任 11件ほどあります。

笹木慶之委員 主なものを教えてください。

佐貫社会教育課文化財係主任 主なものはハマセンダンの周辺の掃除をしてもらっている管理の補助金、岩崎寺にある市指定文化財の補助金などがあります。

笹木慶之委員 委託料のところですが、273ページ。公民館の委託料の関係です。管理委託料と警備委託料、二つ種類がありますよね。教育委員会とすればこの委託はどちらの方向にあるんでしょうか。機械警備と人的警備に分かれているんじゃないかと思うんですが。

和西社会教育課長 ほとんどの館において夜間、休日の管理は、シルバー人材センターに委託しているところです。ただ、一部の館で機械警備を入れています。方向性としては業者の警備がいいとは思いますが、金額がかなり上がりますし、あと地元雇用という観点からはシルバーで管理をしてもらうことはメリットもあるかなど。どちらもメリットがあると捉えており、二つの方法で館の運営を行っている状況です。

笹木慶之委員 その判断をするときに何を基準にして、何かの方向性があるのかということだと思うんですね。

和西社会教育課長 警備会社を入れているのは赤崎公民館で、あそこは支所機能を持っているという観点がありますので、業者警備をお願いしている状況です。

笹木慶之委員 厚狭の複合施設も機械じゃないですか、違うんですか。

和西社会教育課長 厚狭の複合施設もそうですが、こちらの予算ではなく、複



合施設の予算に上がっていますので、発言の中には入れなかったということですが。

笹木慶之委員 いずれにしても、できるだけ地元の人々の雇用もしっかり考えてほしいと思います。ですから、地域の実情をよく知った方が管理されるほうが望ましいんじゃないかと思うので、特にシルバーとの問題もありますので、しっかりした対応をお願いしたいと思います。

下瀬俊夫委員 青年の家の件で、281ページです。まずこの位置付けをお願いしたい。実は埴生の公共施設再編に関連して公共施設をここに持ってくるという当初の執行側の見解が途中から変更されました。それも災害うんぬんが中心になって、変更されたわけですね。青年の家の位置付けが変わったのかどうなのか。本会議では変わっていないんだという話がありました。いずれにしても執行部が変更されたという点について、今はどのような考え方でいるのかお聞きしたい。

芳司総合政策部長 青年の家の位置付け、今回の埴生地区の公共施設再編に関連して青年の家をどう捉えるかということであろうと思っています。当初は青年の家の市有地もありますので、こちらを活用した中で整備したいという提案を地元にしたわけですが、必ずしも災害があるからということだけで場所を変えたということではありません。災害に対する地域の皆さんの不安感は拭えなかったということがありますが、この災害に対して私どもとすれば現在の河川改修とか護岸工事をする中で今想定されている南海トラフの津波であるとか、山口県の場合は津波よりも高潮のほうが被害がひどいと予想もされていますので、そちらに対応する護岸工事等をしているという中で、決して危険という認識はありませんけれど、どうしても地域の方の不安感が拭えなかったという点、それと今学校との連携が非常に重視されてきている中で、そちらに重きを置いた結果として埴生中学校の隣接地に整備したいということです。

下瀬俊夫委員 公共施設再編について今の見解は横に置いて、青年の家からそれを変更された経緯の話をしているわけですね。いずれにしても青年の家を中心にして公共施設の再編をしていくというのが当初の方針だったわけですね。これについてどこで変更されたのかという資料請求をしたわけですよ。庁議の場であったのか、あるいは部間調整会議であったのか分かりませんが、どこで変更されたのかということをお聞きしたいんですが、その資料が一切なかったんです。それを確認したいんです。あるの

かないのか。

芳司総合政策部長 庁内での協議は、この数年ずっとしてきているものですが、庁議等ではしていません。関係部署ということで、私ども企画サイドとそれと教育委員会、社会教育課であるとか学校教育課、それと埴生支所、関係する部署とこういった協議を重ねてきたということです。こういった内部の協議については、全て議事録の整備まではしていませんので、お示しする資料がなかったということです。

下瀬俊夫委員 少なくとも市民に向けてここに公共施設を造りますよということを示されたわけでしょう。示したということは単なる部内の調整じゃないわけですよ。市民に向かってこういうようにしますよという、将来ビジョンを含めた展望を示したわけでしょう。それを庁議にもかけていない。部間調整会議でもかけていない。おかしいでしょ、そんなこと。

芳司総合政策部長 部間調整会議であるとか庁議については、どういった案件を取り扱うかはそのときのその案件によってということであろうと思っています。今回の件については、関係部署との協議であるとか最終的には市長との協議の中でこういう形で地元に対して提案をしていこう、その上で地元の意見を聞きながら全体の政策形成につなげていこうということで進めてきたものです。

下瀬俊夫委員 いずれにしても庁議でも部間調整会議でもなく、取りあえず担当部署でそういう方向を決めて、市民に提案をしたと。その経過そのものに私は問題があると思っていますが、意見交換会の中で市民からあそこは災害の危険性があるという指摘を受けて、これはかなり意見交換会の中では何人かの方がこだわられて、主張されたということで結果的に一定期間開かれない時期がありました。それから行政にげたを預けられて再開されたときにそれが出されてきたと。埴生中学校の前に公共施設を集約するという方針が示されましたよね。その経過の中を見て、災害の危険性が一番大きな比重を占めていたわけですよ。公共施設を集約するからどうのこうのという話ではなしに、青年の家から埴生中学校の前に移転された経過、災害の危険性があるというのが最大の理由でした。住民が不安を口にするんだったらいっぱいありますよ。市民病院だってそうですよ。ゼロメートル地帯に何で病院を造るのかという意見がたくさんあるんです。だけどあなた方はそれを説得したじゃないですか。なぜ説得しなかったんですか。それがダブルスタンダードだって言ってい

るんですよ。当初あそこの埴生干拓の護岸をかさ上げして、地元説明会では絶対に災害は防げますという説明をしているんですよ、地元。なぜあなた方は青年の家に公共施設を集約するときにそういう説得をされなかったんですか。

芳司総合政策部長 病院の建設等もこれまでであったと思っていますが、ちょっと詳しいことは承知していませんが、市内に一つ整備するものについては例えば人口重心であるとかそういうことも選択要件の中の一つであったのではないかと考えています。今回整備しますのは、各校区に整備をする地域コミュニティ、地域活動の拠点ということですので、その利用者となる地域の方からそういう不安が訴えられた以上はそれに対して市として強行的に押し付けるわけにはいかなかったということがあります。それと委員から絶対大丈夫だという説明があったということですが、行政から絶対という表現は絶対しません。100%の安心、護岸工事等々についても今想定されるものの中で進めているものですので、近年想定外ということは当然この自然現象の中ではあり得るということですので、担当から絶対という発言があったということはなかったと考えています。

下瀬俊夫委員 公共施設再編のあおりを受けて、青年の家の位置付けが基本的に変ったのではないかと今思われているんですね。ところが最近、特に3月議会の一般質問の中で青年の家を活用した新たな公共施設の提案が何件かされました。これについて前向きに検討するかなのような意見があるんですが、これは部内できちんとした方向付けがされた答弁だったんでしょうか。

今本教育部長 今議員が言われた積極的に活用という部分について記憶にはないんですけど、青年の家については埴生の公共施設再編の中で、議員が言われたように埴生の青年の家を中心という当初の予定もありましたが、そういった関係で結局は埴生中学校のところに複合施設を建設するということになりましたので、青年の家そのものを今後どうしていくかという部分の具体的な方向性はまだ定まってはいません。前回質問があった天文館のプラネタリウムの関係とかその辺ではお答えしたと思えますけども、青年の家本体についての方向性というのはまだ定まっていません。

下瀬俊夫委員 天文館はいいんです。それは私がやりましたので分かります。問題はほかの議員も青年向けの施設を造ってはどうかと提案されたんで

すよね。それについて物すごく前向きに答弁されたんですよ。

伊藤實委員長 スケボーの件だと思います。教育長が答弁したんですかね。

江澤教育長 スケートボードが若者には人気があってそれを整備したいという思いは庁議においてもありました。そしてその中で青年の家の公園部分のプールの跡とかにしたらどうかという提案が庁議の中でもあり、かなり進んだ議論がありました。そういうものを踏まえて後ろ向きでない発言をしたと思いますが、部内においては一般的に結構嫌われているようなものでも、若者に魅力のあるものを造りたいという思いはあります。

下瀬俊夫委員 その問題と今の天文館とかあるいはスポーツ施設の活用ですね。実は青年の家の体育館を最近厚狭地区のスポーツ少年団が活用を始めた。これ実は学校施設にもいろいろ問題があるので、これはまたあと議論がされると思いますが、かなり厚狭のほうからの利用が増え始めているという面があります。それから今言ったように天文館、特にプラネタリウムのMS-10が日本で三番目に古いとか日本最古だということで全国的にもかなり関心を持たれて、実は見学に来ているという話があるんですね。昨年からのどの程度来ているか分かれば教えてください。

今本教育部長 明石の天文科学館がありますが、それが全国で珍しい、レアなプラネタリウム、プラレアリウム33というものを持っていて、全国を回って証拠を持って行ったらバッジがもらえるという企画をやっています。その中に山陽のプラネタリウムが入っている。そのレアな部分というのがMS-10で最古だということで、それから稼動としても2番目か3番目ですね。東京海洋大学と明石とそれに次いで山陽が3番目だと記憶していますけども、そういう企画で訪れた方が18名です。

矢田松夫委員 青年の家の位置付けで、天文館は使えるだけ使って様子を見ていくということと同時にテニスコートとか体育館ですね、あるいは運動広場については今後の新たな公共施設とセットで使っていくと、こういう二通りでいいんですか。

今本教育部長 プラネタリウムは私も今回下瀬議員の質問があるまで古いということは知っていたんですけど、どの程度古いのかはよく分かりませんでした。いろいろ調べてみて、コニカミノルタのホームページを見て全国に配置してあるMS-10とかいろんなミノルタ製のプラネタリウム

があるんですけど、その中で最上位にあったということにびっくりしていますし、今回の明石の天文館がやったような企画にも上がってくるといふ価値付けといふか新たな利用方法といふものもあるんだなと。50年たったら日本でもすごくランキングが上がるといふか使われているのが非常に珍しいといふことがよく分かりました。単に保存しておけばいいといふのではなくて、動いているのも大事なんだなといふことが分かりましたので、その辺も含めて今後の活用方法を考えていきたいと思っています。それからスポーツ施設については今宿泊機能がありませんので、スポーツ施設に特化してといふところがありますけども、あとこれをどうやって活用していくかといふ部分についてはまだ方向性は出ていません。

下瀬俊夫委員 位置付けの問題の中で今の古い施設、特に壊れかかった部分はかなりありますよね。ここら辺の整備をどうするのかといふ問題、それから今の青年の家そのものがほとんど宿泊施設として活用されてないわけですが、ここら辺の再利用はどう考えているのか。さっきから言われているように青年向けにあれを再利用していこうといふことであればもっと全体的な構想なり計画があるんじゃないかと思うんです。そこら辺については今後どうされるのかお聞かせください。

和西社会教育課長 ウェルカムゲートといふか道路沿いにあるぼろぼろの施設がやはり青年の家を象徴していると思います。こちらとしても、予算要求等を続け、やはりあれは何とかしないといけないという思いもあったんですが、埴生の公共施設の再編が一定の決着を見ないうちは、青年の家の方向性つまり青年の家をどうするか、行き着くところ、ゲートをいつ壊すか、お金をいつ掛けるかといふ問題に結び付くといふ状況になっています。状況がひどいを通り越しているのは十分承知しています。今後の埴生施設再編の状況を見て、進めていくことと考えています。

伊藤實委員長 青年の家の関係は後ほどの埴生地区の再編に関わるといふので、また後ほど議論を深めたいといふ思います。ほかにないですか。

下瀬俊夫委員 275ページの図書館費です。図書館の本の管理に関する問題ですが、実は貸出しの関係の管理はきちんとされているといふ思います。ただ例えばいろんな店でやっている管理用のタグ付けですね。いわゆる本一冊一冊を管理するタグ付けが多分されていないわけですね。だから貸出しの手続をしなくて持ち出しもできるわけですよ、現状では。その

ために本がよく紛失をするという話があります。可能であれば一定のお金を掛けてタグ付けの作業とか厚狭図書館も含めて、投資的な管理がいるのではないかなと思っているんですが、これについてどう考えているのかお答えください。

山本中央図書館長 無断持ち出し禁止装置ですけれども、新しい図書館では最初からそういうものが整備されているのが普通です。ですが、古い図書館はなかなかお金が掛かるということで、現在山陽小野田市内の図書館の蔵書数は20万冊を超えています。その1冊1冊にICタグを貼ればゲートを作って無断持ち出しが防げる。それとともに自動貸出し装置も据え付けて、それによってカウンターを通さずに貸出しもできるとなっているのが最新の図書館の状況ですけれども、それを導入するに当たって多額のお金が掛かりますので、なかなかそこは踏み切れなるところだろうと思います。紛失ですけれども、この2月に蔵書点検を行いました。通常これまで山陽小野田市の中央図書館では点検する度に400冊内外の不明図書が出ていたと思いますが、今回は166冊ということで随分減少しているという現状です。

下瀬俊夫委員 これは教育委員会にお聞きしたいんですけど、どの程度予算が掛かるものですか。

今本教育部長 隣の市でたしか1億円と新聞に出ていたと思います。山陽小野田市の中央図書館で以前本の紛失が問題になった、三、四年前でしたが、試算をしたんですが、そのときに3,000万円とか4,000万円という数字だったと思います。

伊藤實委員長 公民館についてですが、厚狭の複合施設ができて、そこに公民館が入りました。公民館の利用者協議会なりその辺から新しい複合施設、公民館の感想、意見、いろいろあったと思いますが、その辺をどのように把握されていますか。

和西社会教育課長 オープンした直後ですが、2月16日に関係者全て集まりました。社会教育課から5人、厚狭公民館長それから厚狭図書館から2名、健康増進課、農業委員会、総合事務所から4名集まって、オープンして1週間、それぞれいろんな意見を聞いているはずだから、それを持ち寄って話し合おうということで会議を開きました。かなりたくさん意見をいただき、すぐに解決できるもの、解決できないもの、ずっと検

討課題で持っておかないといけないものということで共通認識を持ち、若干予算残がありましたので、予算を伴うもので対応できるものは対応していこうということで、意思確認を行って作業に入りました。この会議は2月の終わりにもう一回やっています。3月については議会もありますので、なかなか時間が取れないということですが、4月以降も定期的に集まって複合施設ということですので、皆で共通認識を持って、課題解決していく場を定期的に持とうということで話し合っているところです。

伊藤實委員長　そこが一番大事なところで、いろいろと不平不満はあると思うんだけど、どのように対応するか、やはりそういう分析をして速やかに市民が使いやすいようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。それと厚狭図書館はどういう意見がありましたか。

山根厚狭図書館長　相対的に新しくなった図書館については、広々として気持ちがいいなという意見をいただいております、部分的には自動ドアの図書館のサインが見えにくいとか閲覧室のところが暗いとかいうお話をいただいておりますので、早急に予算残の範囲内で善処していくということで考えています。

伊藤實委員長　予算残の範囲内とかいう話じゃなくて、せっかく複合施設を造ったわけだから、図書館の場合はスペースとかいろんな意見が議会にもきているわけですよ。公民館みたいに何度か会議はされたんですか。

山根厚狭図書館長　もちろん公民館の中に一緒に図書館が入ってやりました。

伊藤實委員長　その中に運営協議会とかそういう方も入られたということですか。

山根厚狭図書館長　その中には運営協議会は入っていません。

伊藤實委員長　運営協議会の皆さんからスペースとかの意見が議会にもあったので、それが十分反映できてないわけですよ。だからそのような会議がされたかどうかを聞いているわけです。

山根厚狭図書館長　新しい図書館の利用についての運営協議会、そういった市民の皆さんとの話し合いはしていません。

伊藤實委員長　そこをしないと個人的な意見ではなくて、せっかくできたのであればそこをちゃんと評価しながら改善していかないと、それがP D C Aサイクルになるわけです。だからそれは早急にしていただきたいと思います。それと歴史資料というか、展示スペースが結局1畳分ぐらいですよ。これについても昔から旧山陽町の歴史資料がいっぱいあるんですけど、小野田のほうに持っていくとかいろいろ話があったんですが、その件はどのようなようになったんですか。

和西社会教育課長　新厚狭図書館において文化財の展示ケースが2ケースほど入り口にあり、県指定文化財を中心に展示しています。厚狭毛利家文書については図書館の奥の閉架に保存しています。そのほかについては小野田に持っていくとかそういうものではなく、貴重な文化資産はその市で一元化すべきものと考えていますので、歴史民俗資料館で一元的に管理すべきものと考えてはいるんですが、歴史民俗資料館の収蔵庫がっぱいで、なかなかハード面でうまくできていないという状況にあります。

伊藤實委員長　その件も複合施設を造る際にもそのような状況だから複合施設のスペースを広げてすればいいという提案もしているわけですよ。結果的に今そうなっているわけですよ。そういうところをちゃんとしてもらわないといけないと思います。それと幼稚園の関係です。公立幼稚園の定員、28年度はどのような状況でしょうか。

大野埴生幼稚園長　定員は90名で変わりありません。

伊藤實委員長　定員いっぱいでしょうか。

大野埴生幼稚園長　いいえ。各年齢とも定員に満たしてなく、来年度の始まりは30人で始まる予定です。

伊藤實委員長　ゼロ歳児は何人の定員で。

大野埴生幼稚園長　幼稚園なのでゼロ歳児はいません。3歳からですけども、5月、8月、12月に満3歳になる子、保育園では2歳児ですけども満3歳になる子、年々少というんですけども、5月、8月、12月と予約を受けていますので増えるようにはなっています。



伊藤實委員長 この問題は、山陽小野田市の子育て支援の大きな手段だと思うんですよ。民間はほとんど定員オーバーの状況ですよ。なぜ公立が少ないのか、その辺はどのように分析されていますか。

大野埴生幼稚園長 うち自衛隊がほとんどですけども、その転出、転入もありますので、それが少しあるのかなというのと定員は満たしてないんですけども、来年4月1日付けで今下関のこども園に行っているお子さんでお母さんがたまたま3月に職が切れるということで、どうしても埴生幼稚園で2年ほど過ごして卒園させたいということで、わざわざ下関から埴生へ家族で引越しをされて幼稚園に行きたいというお子さんもいます。また、昨日岡山から電話があつて自衛隊の方ですけど転勤が決まって今日面談に来られるというお子さんもいます。定員は満たしてないんですけど、そうやって来たいというお子さんもいるので、すぐに受け入れられる幼稚園というところは認めていただきたいと思います。

伊藤實委員長 認めないわけじゃないんだけど、実際には民間と相当サービスが違うと思うんですよ。公立の役割というのも十分あるわけだから、ほか定員オーバーになっているのに公立がそのようになるというのはどうかなと思うので、何らかの分析も必要と思いますが、今言われた園児の自衛隊の割合は何割ぐらいですか。

大野埴生幼稚園長 3分の1が自衛隊です。

伊藤實委員長 分かりました。それと先般代表質問で言ったんですが、公立の幼稚園等の将来構想については、どのような状況で検討されていますか。教育委員会は考えてないですか、統廃合などそういう部分について。

江澤教育長 今統廃合等は考えていません。それから将来的なものは保育園と幼稚園とはこれからは一体的に考えていかなければいけないという認識は持っており、福祉とも協議しながら、どのようにして一体的に、子供を対象にということですね。一時こども園が華やかになりかけたときもありましたけど、今は現状のものを大切にしながらという流れになっていますから、教育委員会もそういう考え方です。しかし、幼稚園、保育園という形は残しつつも同じ考え方でやっていこうということは教育委員会でも考えていますし、福祉とも相談しています。

下瀬俊夫委員 だったら早く手放しなさいよ。どうして後生大事にするんです

か。教育委員会が抵抗したらしいじゃないですか、総合窓口。

今本教育部長 まず埴生幼稚園の件ですけども、あそこにはあおい保育園と桃太郎保育園と埴生幼稚園と三つが集中しており、それぞれの役割があって、今こども園だとかいう形で幼稚園と保育園が統合されるような形にはなっていて、制度が非常に難しくなっているんですが、まだ保育園と幼稚園という役割の中で、埴生幼稚園は自衛隊の方がいるということで、まだまだ役割があって、一本化とかこども園とかというところはなかなか難しいなというところが正直なところですよ。

下瀬俊夫委員 これは議会からも提言しているんですよ。行政がいつまでも縦割りで幼稚園は教育委員会、保育所は民生福祉という、こういう縦割りをやめようじゃないかと。市民からすれば子供対策だから幼稚園も保育園も同じ窓口でワンストップで一本化したらどうかという、そういう総合窓口を提言しているんですよ。それをどうも教育委員会が抵抗しているという話があるんですよ。いかがですか。

今本教育部長 今言われたように組織の統合は市民に分かりやすく、幼稚園関係の窓口が一本化というのは非常にいいことだと思います。教育委員会としてもその辺は必要だと考えており、福祉課も一本化するための段取りとか、考えは持っています。私どもも持っています。教育委員会の幼稚園関係の業務は就園奨励費と多子世帯の保育料の部分と幼稚園の研修の補助をやっています。それと幼保小連携の協議会という、そういう四つ五つの業務を持っていますけれども、一本化ということになれば、その業務を一つのところにまとめて、市民にしても一つのところに行けば済むということが理想でいいんだろうと思っています。来年度、幼稚園の県の大会を引き受けるような形にしており、埴生幼稚園、学校教育課が連携して、その行事を進めているところもあります。部分的に移管するという事はできることもあるんですが、全体的なものを移管しなくてはいけないと考えていますので、いま少し時間をいただきたいと思っています。方向性としてはその方向で教育委員会も福祉のほうも考えているところですよ。

下瀬俊夫委員 抵抗はしないでください。

江澤教育長 教育委員会では抵抗しているという感覚はありません。それはまず理解願いたいということと一本化したいという思いです。もう一つは

埴生幼稚園は自衛隊の子供たちを大切にしなければならないと思っています。埴生において自衛隊の子供たちを大切にするという、必ずここに入れる、そういう環境は極めて重要だと思っており、その辺りをきちんと確保しながら進めていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 ぜひそういう方向で。先ほどの和西課長の答弁でちょっと気になったんですが、毛利文書を厚狭図書館に保管をしているという話ですよ。基本的に毛利文書を厚狭図書館で保管するのは当然だと思っています。ただ問題は閉架書庫ですよ。これが先日結露したという話があります。これは結局エアコンがいないというので、あそこだけエアコンを付けなかった。そのために結露が発生した。書庫のルールにもさびが出始めたという話があります。そういうところにああいう古い文書を置いておくということ自体、私は問題じゃないかなと思うんですよ。古い文書の保存について余り神経を使ってこなかったという面があって、これを今後どうするか、私は大事な文書だと思うので、今後の方向としては閉架書庫そのものに対して、きちんとした湿度の管理は必要だと思うんですが、いかがですか。

山根厚狭図書館長 議員が言われように、毛利文書については閉架書庫にあります。ただ、閉架書庫のところに湿度調整棚というのを設けており、湿度管理がちゃんとできるような設備のところに入れてあります。それとなおかつ文書管理の専門家からアドバイスをいただいて、古文書を収納する箱を買って、それに入れてあります。現在考えられる保存方法としては、旧図書館とは違った形で保存していると考えています。

伊藤實委員長 いいですか。それでは7番については終了し、審査番号8番に入りますが、本来でしたら事業を先にするんですが、その前にページのほうから。それでは248ページから263ページまでの質疑を受けます。

下瀬俊夫委員 249ページの臨時の賃金は学校司書ですか。

尾山教育総務課長 学校司書もこの中に含まれています。

下瀬俊夫委員 新年度から、これまで学校司書は臨時職員だったが、それを二人ほど任期付きにするという話があり、山陽地区、小野田地区のそれぞれの責任者にするという話が出ています。これおかしいでしょ。臨時の

職員の中に差別を持ち込むだけではないですか。以前から資格を持っている臨時の職員は基本的に任期付きにするという基本的な方針はあったわけですね。それを長期にわたって臨時のまま置いて、いろいろ問題が出たら、取りあえず責任者だけは任期付きにするという、臨時の職員の中に差別を持ち込むようなやり方はやめたほうがいいと思いますよ。ちょっとそういう点では職員管理について問題があると思います。

江澤教育長 教育委員会の考え方は資格のある人、特に学校司書、この人たちは任期付きに全員したいという思いです。しかし、県下の他市と比較した場合、又は予算を考えた場合、なかなかそこが急に難しいという現実があり、段階的にそういう方向に持っていきたいと内部ではある程度の話がしてあるわけですが、まずは2名を28年度からということになりました。その方々は任期付きですので、今までの方と違った業務もお願いしたいということで、幾つか業務を挙げていて、その位置付けについて旧山陽町、旧小野田の1名ずつ配置したいと、そして助言等もそこに加えるという形にしていますが、何もそこに差を付けるとか、そういう思いはありません。これから徐々に、年次ごとに増やして、全員任期付きにしたいという思いです。

下瀬俊夫委員 県下うんぬんと言われましたけれど、全学校に学校司書を配置しているところはそんなにないわけですよ、県下でも。県下の状況は基本的に関係ないと思います。山陽小野田市が率先して学校司書を学校図書に配置したという、この先進的なやり方は、図書の貸出しが非常にそれで増えてきたという実績とか、そういうのでも目に見えて変わってきたわけですよ。それはあくまでそういう臨時の職員の仕事ぶりが評価されたんだろうと思うんです。問題は司書という資格があるのに、臨時、最低賃金のまま使ってきているということに問題があったわけですよ。問題は教育委員会がどうも弱腰というか、全体の予算の中でも教育費が占める割合が非常に低いわけですよ。私はもっと当たり前の要求ですから、資格のある者は少なくとも任期付きにするという、これが山陽小野田市の人事の基本でしょ。これを何か変にへりくだって、どうのこうのという対応は基本的に間違っているんじゃないかなと思うんですが。もう一つは取りあえず二人ほど任期付きにして、責任ある対応をさせる。さっき言われたのは、これから毎年増やしていきますというわけでしょ、その責任ある対応はどういう格好になるんですか、これから。

江澤教育長 任期付きということで、幾つか加えられた業務もあります。学校、

地域の関係が大きく変わっていますが、図書館というのは、そういう学校を支える人たちの活動の場でもあります。そういったものもそこに付け加えています。そういった中で学校司書の仕事全般の助言を教育委員会に下さったり、与えたり、話し合ったり、そういったことの窓口になったり、そういったことが、一種の正規職員ですから、なっていたきたいという思いで、そういったことを言ったわけです。

中村博行委員 先ほどの253ページの報酬のところ、外国語指導助手の報酬が、議会からも毎年このことが出ると思うんですが、昨年と同じ予算ということですけど、中学生の派遣等含めて英語教育については前向きな方向にされていると思うのですが、この辺の改善がなされていないという、その辺りどうお考えでしょうか。

古屋学校教育課主査 外国語指導助手については平成26年度までは業者に委託しており、1名体制で年間180日の配置でした。27年度から英語教育推進事業を立ち上げ、その中で市が非常勤特別職2名を直接雇用しました。その結果300日の配置、120日配置が増えたところです。今まで業者に委託していましたので、先生と連携をして授業をするというのが難しかったんですけども、今年度はもう市の職員ですので、新規の事業でどうなるかなというところもあったんですけど、非常に二人とも高い志を持っていますので、学校とうまく連携しながら、英語教育を推進しています。今後については、取りあえず今年度新規で行っていますので、しっかりとそれを煮詰めていって、その後で今後英語も教科化されますので、増やしていければという思いを持っていますが、まず現状をしっかりと煮詰めていきたいと、拡充を図っていきたいと思っています。

江澤教育長 一つ認識したいと思うのは、27年度から市が直接雇用というのは非常に少ないです。県下でも非常に先進的な取扱いになって、県教委も注目しているところですが、何ができるのか、どういう成果があるのか、今それぞれアンケートを初めにし、そして今回もして、その結果を集約しようとしています。それをもってまた財政等とやり合おうと思っていますので、成果が出ると確信していますので、議会のほうからもまた、よろしくお願いします。

中村博行委員 現状どのくらいの頻度で各学校に外国語指導助手が訪問されているのか、授業をされているのか教えてほしいと思います。

古屋学校教育課主査 年間300日の配置になります。今指定校を二つ作っており、そこについては年間大体1クラス30時間ぐらい配置をしています。それ以外、小学校については五、六年生ですが、年間15時間ぐらい行けるような体制を取っています。

矢田松夫委員 257ページの特別支援教育の支援員の業務委託料。これまでもおり非常勤支援員2名の賃金ということでもいいんですか。

古屋学校教育課主査 特別支援の教育支援員の委託料は、免許を持っていない方で児童に付き添う方を市が雇用しているもので、小学校費は13名ほど計上しているところです。

矢田松夫委員 今年度も増えていないということで理解していいんですか。支援される児童の方は増えているんですが。

古屋学校教育課主査 特別支援については、小中学校合わせてですが、27年度に5名ほど増やしています。28年度は2名ほど増やし、小中で17名の体制ということになります。

河野朋子委員 学校図書費の件ですが、先ほど学校司書を配置されて子供たちの図書室の利用が増えて、貸出し数が増えたということは大変良いと思うんですけど、先ほど図書館費のところでも言いましたが、ここもかなり合併後、学校図書費が削減されて、まだ削減のままで増えてはいないと思うんですけど、小学校費、中学校費ともに。学校図書の充足率ですかね、そういったものがあると思うんですけど、以前調べたときにはまだ満足できる数字ではなかったように記憶していますが、この辺りについて現在の充足率はどのようになっていますか。

古屋学校教育課主査 図書標準率のことだと思いますが、現在小学校が12校中7校満たして、58%。中学校は6校中2校で、33.3%となっています。この図書標準率がクラス数によって標準冊数が決まる仕組みになっていますので、昨年小野田地区に知的障害の特別支援学級を五つ作った関係もあり、その関係で若干落ちている学校もあります。図書費については、本市は22年度から学校図書館を充実させようということである取組をしており、図書費の予算も徐々に増やしてきた状況もあります。なかなか一回でということは難しいところもありますので、図書

標準が低い学校について優先配当するなどの対応をしているということです。

下瀬俊夫委員 これも実は埴生の意見交換会の際に教育長の口から出たんですが、埴生公民館にある図書室を新しい埴生公民館には移設をしない、若干コーナーは作るみたいですが。それに関連して学校図書室を一般に開放するんだと、こういう発言をされましたよね。これは具体的に学校を一般に開放するという意味でしょうか。

江澤教育長 今学校は一般に開放を迫られています。学校開放の次元を変えて、これこれするよという中教審の要請があります。ですから学校は今後ますます開放していかなければいけないという状況です。その中でそういうお話をしたわけですが、ただ開放といっても、もちろん安全面をきちんと配慮したものでなくてははいけません。全くフリーで自由に出入りできるのかというと、今はいろんな学校を開放しているところでも名前を書いて出入りしているという形です。しかしそれも開放ということになるわけで、そういう面を配慮しながら学校は今後いろんな教室、いろんな部門で、調理室とか図工室とか、そういうものを市民に、地域の人というそういう流れもあります。それを考えていかななくてはいけないという状況になっていると思います。

下瀬俊夫委員 地域コミュニティとしての学校の位置付けは確かに変わってくるんだろうと思います。ただ、先般の教育長の答弁は学校図書室を一般に開放するんだという言い方をされたんです。その目玉として、ここに出ていますが、厚陽小中連携校の中で学校図書の位置付けが地域との交流の拠点だという位置付けをされて、あそこは玄関に学校図書室があります。実は先般、厚陽小中学校の校長に会いに行きました。どの程度利用があるのか、一般に。全くない。あるわけないんですよ。一般図書がどれだけあるんですか。子供向けの本でしょ。ここに図書購入費が書かれています、一般に開放するというのであれば、一般用の本も購入するんですか。

江澤教育長 埴生で提案している公民館においては図書コーナーを整備する予定になっていますから、一般図書等はそちらで整備すると。開放というのは地域の図書館にするという意味合いではなくて、学校の施設というのは全て開放しなければならないという考え方の下に言っているわけで、そこにどれだけの一般図書を購入するかということころまでは考えていな

いわけです。しかし、地域の人に学校の図書館も開放する、いろんな施設も開放するという可能性がありますということを、あの地域の意見交換会の中で申し上げたわけです。

伊藤實委員長 今のことも後ほど事業の中でやってください。263ページの工事請負費は何ですか。中学校費の工事請負費870万円。

池田教育総務課学校施設係長 この工事費は、この工事をしますというわけではないのですが、学校からいろいろ要望のあったものの工事をするものです。

伊藤實委員長 厚狭中学校の体育館の要望は上がっているんですか。大変悲惨な床の状態ですが。

池田教育総務課学校施設係長 私どもも承知しているところです。

伊藤實委員長 で、どうなるんですか。だから青年の家に行っているんですよ。今どういう計画ですか。

池田教育総務課学校施設係長 私どもとしては現地も見て、床の下にも入ってみました。状況としては良くない状況で、改修に努めたいと考えています。

伊藤實委員長 何年か前か総務委員会で厚狭小学校の現地視察に行って、すぐに対応されたんですよね。ということは財政のほうはどうなんですか。

川地総合政策部次長兼企画課長 この件については私も2年前の1月に入り、下まで見ています。ただ、28年度については、厚狭中の体育館については非構造部材の工事に入ります。それもありますので、それが終わった後にと考えています。緊急措置としての対応はしていると聞いています。

伊藤實委員長 緊急措置というのはどういう措置ですか。

尾山教育総務課長 学校と打ち合わせをして、この春休みに床下の部分的な補修工事をして、本格的な予算が付くまではそれで対応したいということです。



伊藤實委員長　それでは次に284から291ページまでの質疑を受けます。

下瀬俊夫委員　本会議で教育長から食材の問題、いわゆる地産地消をどう進めるかということで、契約栽培をしていくんだと。もうそれは無理でしょ。契約栽培なんていう状況ではないですよ、地域の農家が。方向性としていろんな食材を地元でできるだけ作っていくというのは大事なことです。ただ、大量に購入しなければいけないような、特に野菜なんかは契約栽培してくれる農家そのものがそんなにないわけですよ、この市内には。そこら辺で契約栽培という方向性を本気で考えているのかまずお聞きしたいんです。

江澤教育長　寝太郎かぼちゃを学校給食に使わせてもらうときも、それを作るのがとっても手間で、なかなか作る人がいない。農業従事者が非常に高齢化で少ないという現実はある程度理解しているつもりです。一方ねぎとか商業ベースで頑張っている方もいます。これから農業が若い人たちに魅力のある、そういうものにしていかなくてはいけないと考えています。そのために学校給食という、かなり金額ベースで大きいものが、少しでも貢献できればと考えています。ですから、JAをはじめ、実際の経営を考えている方に話しながら、是非取り組んでもらえませんかというお願いは続けていくつもりです。幾つか商業ベースでされているところが市内にはあります。そういう方々にお聞きすると、その意欲はあると言われていています。ですから私はそれだけを考えているわけではありません。しかし、それをお願いしながら、何とかこの若い人たちに魅力のある、そういうものの一助になればと考えています。

下瀬俊夫委員　教育長が個人的にいろいろ思いや意欲を持ってやるのは、それはいいと思うんです。ただ、あなたも行政の一員なので、例えば農林水産の担当課とどの程度協議をして、そういう発言をしているのかが分からないわけですよ。本当にそれをやろうと思ったら担当課のきちんとした意見を聞くべきではないですか。

江澤教育長　農林と地域の方々と、そういう協議体を作ったというのは何年も前から進めています。ところが、なかなかそれがうまくいかない。そういう現状にあり、ある会議は休止状態になったところもありました。それをまた復活させていますが、実際まとまった食材等々のアレンジ、そういうのがなかなか難しいということもあって進んでいない状況ですが、

給食センターになります1年、2年ぐらい前からは、その辺りも加速させて十分協議して、私が暴走しないように協議していきたいと思います。

伊藤實委員長 今回のことは先日産業建設委員会でも議論になったんですよ。給食センターが年間使用する部分を十分でなければ作ってもらうような状況。逆に保存、保管するようなことも考えないといけないということで、いろいろとその辺は委員会のほうでも指摘していますので、農林とも連携しながら、できるだけ市内業者を使う方向で進めていただきたいと思います。ほかによろしいですか。それではここで職員の入替えをしますので、10分間、45分まで休憩して、その後、審査事業の審査に入りたいと思います。それでは休憩に入ります。

---

午前10時36分休憩

---

---

午前10時46分再開

---

伊藤實委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開します。次に審査対象事業4番と6番と一緒に説明をしてもらい、質疑に入りたいと思いますので、執行部の説明を求めます。

尾山教育総務課長 審査番号4番の埴生小中学校整備事業について、配布資料を基に説明します。平成28年度一般会計予算審査資料の27ページ、事務事業調書です。この事業は、市内の学校施設の中で唯一、柱やはりなど建物の主要構造部分の耐震化が済んでおらず、26年度に行った耐力度調査の結果、建物の耐力が基準を下回っていた埴生小学校の校舎を建て替え、児童等の学校生活における安全性を確保することと併せ、国、県が推進する小中連携教育を充実強化するため、埴生中学校の用地を広げて埴生小学校の校舎を建て、埴生中学校の校舎を改修し、小中一体型の学校施設にするものです。次に、29ページの平成26年度事務事業評価シート、「課題」の欄の4行目からになりますけれども、学校施設の耐震化は多額の費用を要するため、国の補助金と財政上有利な市債を活用して負担の軽減に努めてきています。この事業では合併特例債の活用を予定しており、その活用期限を踏まえると、建設場所について、昨年中に地元と基本合意に達する必要があると考え、埴生地区公共施設再編に係る意見交換会において意見交換してきました。その中で教育委員会から、この事業の素案を説明し、参加者の大方に理解をもらったと

受け止めています。次に28ページの一番下の「特記事項」の欄、埴生地区の意見交換会が昨年11月に終了後、翌12月に埴生小、埴生中、津布田小学校の3校に赴き、教職員を対象に説明会を開催し、今年1月から2月にかけて、参観日やPTA役員会の日に、再びその3校に赴き、保護者を対象に説明会を開催し、事業の素案を説明しました。先日の一般質問でお答えしたように、これらの説明会で質問や要望が出された一方、反対の声や意見はありませんでした。次に、30ページ、埴生小中学校整備事業の概要です。一番上の黒い丸のグラウンドの配置図(案)と校舎の平面図(案)の内容については、後で説明しますが、現時点のものであり、正式には今後、プロポーザル方式により設計事務所から提案を受け、関係者と協議、検討し、設計事務所が図面化します。その協議、検討をする関係者とは、二つ目の黒い丸の仮称埴生地区公共施設建設委員会のメンバーであり、埴生小、埴生中、津布田小の教員、保護者、地域の学校支援協力者、支所、公民館利用者、市教委、設計事務所を予定しています。表の下の四つ目の黒い丸の「通学路の安全確保」については、25年度から新たな試みとして、教員、市教委、警察、道路管理者の四者が集まって、現地の確認、安全対策の検討、関係先への改善要望を始めました。今年度に入って「山陽小野田市通学路安全推進会議」を発足させ、メンバーを増やして取組を強化しました。この活動もあって埴生校区では工事中のものを含め、歩道の設置、横断歩道の新設、路面に通学路の文字表示が実現しており、さらなる安全性の向上に引き続き努力していきます。次の黒い丸の「学校の形態」は、国、県が推進する小中連携教育の効果がもっと期待できる施設一体型の小中連携校とする。事業の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間。総事業費は、約18億7,000万円を見込んでいます。事業の主な予定は、4年後の平成32年4月から同年11月にかけて、小学校の移転開校、中学校校舎の改修完了、現小学校校舎の解体完了のスケジュールを立てています。続いて、現時点の案を説明します。A4サイズの図面では見づらいののではないかと、別にA3に拡大したものをお配りしています。表紙に「審査事業No.4埴生小中学校整備事業」と書いてある資料、紙面の右下にあるページ番号は、A4の資料のページ番号と同じにしています。表紙から数えて3枚目の33ページ、「埴生地区公共施設再編事業配置図(案)」と題した図面には、埴生小中学校と埴生地区複合施設の二つを描いています。学校と複合施設を1か所に集約することから、小中連携の充実強化のほか、学社融合も図る施設となるよう、一体のものとして設計事務所から提案を受けて、基本設計を行う考えです。複合施設については後ほど、社会教育課から説明します。学校用地は、図面中央

の現有地だけでは狭いため、図面右上の購入予定地の文字がある太い実線で囲った約6,400㎡の現況農地である土地を取得し、既存のグラウンドと高さがそろうように造成し、サブグラウンド、遊具、駐車場などを整備します。そして、現在のグラウンドをメイングラウンドとし、サブグラウンドとともに、小中で共用します。資料30ページ、中ほどの表の右半分に記載しているように、面積は、メイングラウンドが約6,800㎡、サブグラウンドが約5,500㎡で、合わせて約1万2,300㎡となります。次に、A3の図面、33ページ、中央やや左の校舎は、現在の3階建ての中学校の校舎を一部改修して生徒棟とし、その手前に同じく3階建ての小学校の校舎を建て、小中の校舎を東西2か所の渡り廊下でつないで、施設一体型にします。東側の渡り廊下は各階を結ぶ3層構造とし、西側の渡り廊下は、耐震補強した中学校の校舎の構造上の理由により2階と3階の壁に開口部を設けられないため、1階だけをつなぎます。その他、テニスコートの一部を駐車場にし、複合施設の利用者にも開放します。なお、この開放に伴って、児童生徒や複合施設利用者と車が接触することを防ぐため、駐車場の周囲にフェンスを設置するとともに、南側の国道から校門までの上り坂約40メートルに歩車分離用のフェンスを設置して、歩行者専用の通路を確保し、通行の安全性を向上させます。次に、学校用地の外周の所々に矢印2本を上下又は左右の向きで書いています。これらが敷地の出入口で、この場所で良いかどうか、常時使用するかどうかを建設委員会や学校で検討していきます。次に、A3の資料の35ページ、埴生小中学校児童棟の平面図（案）です。児童棟の間取りは、下の1階には左から、小中共用の図書室、小学生の昇降口、小中共用の保健室、事務室、校長室、職員室、相談室を配置しています。真ん中の2階には、小学生の特別支援教室、普通教室、少人数指導教室、最上階の3階には小学生の特別支援教室、普通教室、少人数指導教室を配置しています。1つ前の34ページ、埴生小中学校生徒棟の平面図（案）です。紙面の右半分に現在の間取り、左半分に改修後の間取りを描いています。また、改修を行う部屋には、四方の壁伝いに短い斜線を連続して描いています。左半分の改修後の間取りで説明しますと、下の1階には左から、小中共用の教職員の休憩室、会議室、小中共用の音楽室、小学生の理科室、中学生の特別支援教室、小中共用の放送室、中学生の昇降口、生徒会室、小中共用の図工室・技術室を配置しています。真ん中の2階には、中学生の理科室、小中共用のコンピュータ室、中学校の相談室、普通教室、少人数指導教室、小中共用の美術室を、3階には、小中共用の家庭科の調理室、被服室、中学校の特別支援教室、普通教室、少人数指導教室を配置しています。次に

二つ前の32ページ、事業完了までの5年間のスケジュールを説明します。上の黄色の部分は、年度と月で、左から28、29、30、31、32年度の順に並べています。次に、薄い緑色の部分は、複合施設と小中学校で一緒に進めるものを記載しています。別々に進めるほうが良いものは、複合施設のものをその下の水色の部分に、学校施設のものをその下の薄い茶色の部分に記載しています。議会議決が必要なものとして、各年度の予算のほかに学校については二つあり、薄い緑色の上から四つ目、4番の議会議決は学校用地の取得について、下の薄い茶色の下から四つ目、22番の議会議決は児童棟の建築工事の請負契約の締結についてを予定しています。大まかな5年間の流れは、28年度に用地の取得と基本設計、29年度に実施設計、30年度から31年度にかけて児童棟の建設と生徒棟の改修、取得した用地の造成、グラウンド、駐車場等の整備、32年度に生徒棟の改修を予定しています。次にA4サイズの資料の31ページ、概算事業費を説明します。1年目の28年度は、用地全体の測量調査と取得する農地の土地鑑定評価に944万8,000円、基本設計に1,505万2,000円、購入した農地を学校用地に変更する造成工事において、田畑の土を区域外に搬出処分することが想定され、この行為に対し、県から土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染の可能性がないかを調査するよう命じられた場合、対応するための土地の履歴調査費として107万円、農地の取得に6,400万円、基本設計を行う設計事務所を選定するプロポーザル審査会の外部委員二人の謝礼として2回分8,000円、職員の時間外勤務手当、参考図書の購入費等として30万円を28年度当初予算書に計上しています。次に、29年度は校舎が建つ場所等の地質調査、実施設計、建築確認申請などに8,617万4,000円、30年度は児童棟の建設、用地の造成を中心として6億9,361万円、31年度は児童棟の建設、生徒棟の改修、グラウンド、フェンス、駐車場等の整備を中心として7億8,790万4,000円、32年度は生徒棟の改修、現小学校校舎の解体を中心として2億772万4,000円の総事業費18億6,529万円を見込んでいます。なお、特定財源として、文科省の学校施設環境改善交付金、合併特例債、学校施設等整備事業債等を活用する予定です。最後に、施設一体型小中連携校として4年前に開校した厚陽小・中学校が作成した「教育活動の評価と検証」と題した冊子を別にお配りしています。

和西社会教育課長 資料41、42ページ、審査番号6番、埴生地区複合施設整備事業について説明します。この事業は平成27年11月までに14回の地元意見交換会を経て、埴生中学校南側の休耕田を取得し、支所、

公民館、児童クラブ室の三つの機能を合わせた施設を建設する案を基に平成28年度予算において計上しているものです。資料33ページ、埴生中学校南側の私有地が三筆ありますが、登記面積の合計2,776㎡を取得し、配置案のように複合施設棟を鉄骨造平屋建てで建設することを予定しています。小中学校と近接して、一つのエリアに建設することから、教育委員会としては、中教審や文科省が示している新たな教育方針、学校を核とした地域創生を進めていくうえで、埴生地区は大きな教育上のアドバンテージを得ることができると考えています。資料44ページ、意見交換会で示された施設平面図がこちらになります。支所には、事務所スペースのほか相談室や文書庫を備え、公民館には、団体企画室、和室、調理実習室、間仕切りによって広さが可変する多目的室、会議室、ロビー及び図書コーナーで構成される予定です。また、児童クラブ室は、事務室や静養室を備え、公民館部分とは別に、児童用のトイレも設置することとしています。これをベースに、これから基本設計を練るわけですが、先ほど教育総務課が説明したとおり、プロポーザルによって設計事務所を選定し、地域と学校がより連携しやすいハード整備の提案を受けたり、建設委員会を通じて、更なる地元要望、意見を集約して満足度の高い施設にしたいと考えています。資料32ページ、スケジュールについて説明します。現埴生公民館の解体まで含めた事業全体の工程は、平成28年度から32年度の5か年間です。平成28年度に用地の取得を行って、地質調査と基本設計を実施、29年度には、土地造成工事とともに建物の実施設計を行いたいと考えています。建築主体工事を30年度から取り掛かり、31年度上半期までに完成させ、完了検査の後、引渡し。引渡し後に外構工事やイントラネットの敷設等、開館に向けた工事を行って、31年度末に開館。32年度に既存施設の解体工事、解体後に舗装工事等を実施する計画としています。資料43ページ、概算事業費について説明します。28年度予算の内容としては、用地の購入を行うこと、複合施設の建設に伴う地質調査を実施すること、埴生小中建設とともに基本設計を作成することの大きく分けて三つです。用地購入に係る経費として、測量調査委託料148万円、土地鑑定評価委託料45万6,000円、用地購入費3,836万1,000円、家屋補償費用269万5,000円、家屋補償算定業務委託料54万5,000円、農地転用資料作成業務委託料10万8,000円、事業認定申請業務委託料300万円、新聞広告料10万円です。地質調査業務委託料は825万円、基本設計業務委託料729万円、加えて、時間外勤務手当と消耗品費30万円を合わせて6,258万5,000円を計上しています。平成29年度には、造成工事と実施設計の経費を中心として、7,571万

6,000円、平成30年度、31年度は、施設建設工事を主として、それぞれ3億236万1,000円、3億3,475万5,000円を見込んでいます。平成32年度の経費は解体工事を主に3,028万2,000円で、トータル8億569万9,000円です。財源は、合併特例債、地域活性化事業債、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、放課後児童クラブ施設整備費補助金、まちづくり魅力基金を充てて、一般財源の縮減を図りながら、進めていく予定としています。

伊藤實委員長 それでは、先日、総務文教常任委員会で所管事務調査をされましたので、河野朋子委員長からその報告をお願いします。

河野朋子委員 3月2日の本会議で所管事務調査として、この埴生の複合施設再編事業について報告をしたときに何人かの議員から質問が続出して、これに対して問題を提起されたということで、改めて委員会を開催してさらに深く、調査、協議を必要とするのではないかとということで、3月10日に再び委員会を開催して、教育委員会と企画課に来てもらって事業概要、今後のスケジュールなどについて説明を受けたところです。それを受けて、改めて委員から質疑したわけですが、その中で、市の方針を変更したことについては、防災上危険地域とは捉えていないけれども、やはり地元の不安が大変強かったということに加えて、現在の位置から西へ移ることに抵抗があったといった繰り返しの答弁があり、それから今回の合意形成の形が従来と、特に厚狭と同時期に進められたので、厚狭との違いについては、当初の説明に対して集まった皆さんの反応が厚狭と埴生で大きな違いがあったためにこのような結果になったのではないかと説明もありました。それから公民館の周辺の人だけじゃないのかという指摘もあったわけですが、それに対しても決してそうではないといった回答もありましたし、地元の意見がほとんど出たということも繰り返し言われて、結局同じ答弁を繰り返されているし、一般質問でもこういったことは繰り返しやり取りがされていますので、それに対して同じことの繰り返しではないかといった指摘もあったんですけれども、答弁については同じことが繰り返されたなという、これは感想ですけども。それから青年の家に対して、当初は執行部としてはそこを街づくりの一つの核としてというところで提案をされたわけですが、それに対して本会議場でも本当に試算をしているのかということもあったので、繰り返し確認をしましたところ、詳しく試算はしていないけれども、4億から5億程度ではないかと、複合施設に関してはですね。ただし、施設のかさ上げとか周辺の整備を入れると、更に数億円増

える可能性もあるし、建築費は変わらないけれども、土木関係が増えるので、もしかしたらもっと上がるかもしれないといった、はっきりしないんですけども、そういった答弁もあり、そういう調査は繰り返してはいますが、委員会の中では予算委員会で再び審査されることですので、細かいところに関しては事前審査にも当たるということで合意形成とかその辺りについて再度聞いてみましたけれども、なかなか委員全員が納得するような結果には至らなかったもので、この委員会で更に議論していく必要があると感じたところです。

伊藤實委員長 総務文教常任委員長から所管事務調査についての報告がありましたので、そのことも踏まえ、質疑に入りたいと思います。4番、6番は関連がありますので、一緒に質問を受けたいと思います。

中村博行委員 合意形成というところが一つの焦点ということで、執行部のほうは本会議場での答弁も総務での答弁にしても、ほとんど繰り返して変わっていないということで、私も本会議場で聞いていますので分かっていますが、おおむね大半の方がこれに対して合意されているという認識なので、やはり若干の反対等の意見があったと思うわけですけども、その辺りの判断はどうされていますか。そのまま言葉どおり受け取ってよろしいですか。

芳司総合政策部長 地元合意であるとか、合意形成については100%というのはやはり難しいのかなと思ってはいますが、大半、過半数というのが一つの基準になるのかなと考えています。最後に昨年9月に改めて中学校の隣接地ということで提案をして、更にそこで意見もいただきましたので、その修正に時間をいただいて、11月に最後の意見交換会を開催したところですが、駐車場については台数確保に努めてほしいという意見はありましたけれど、この提案に対する反対はなかったということで、私どもとすれば合意が得られたと捉えています。

中村博行委員 もう一つ、参加者が少なかったということで、特に埴生小のPTA関係の方が徐々に少なくなったということに対して、その参加者を増やそうとする努力は十分されたという認識でよろしいでしょうか。

江澤教育長 特に保護者の方には是非参加してもらいたいという思いがありました。その中で案内を全ての保護者に出したわけですが、保護者の方々が別に保護者だけを集めた説明会があって、そこで言えばいいじゃないか



と思われる、取り返しの付かないことになると思います、そののところに  
今後はこういう学校の問題は地域と一緒に場で話していく、そういう時  
代ですので、別個にこの問題について保護者の方だけで話すという予定  
はありませんので、是非ここに来て意見をお願いしますと、そしてここ  
でいろんなことが議論されて合意形成の重要なことになると思いますの  
でという言葉をつけ加えました。何とか来ていただいて意見を言ってい  
ただきたいという思いから、教育委員会とすればそういう一文を加えて  
全ての保護者にお渡しするようにしました。

中村博行委員 今、教育長から答弁がありましたけれども、それによってどの  
程度効果があったというか、参加者がそれによって参加されたかという  
ことについては、どういう見解をお持ちですか。

江澤教育長 それによって増えたという状況ではなかったんじゃないかなと思  
います。しかし、そこには責任のあるPTAの会長とか副会長とかそう  
いう方も来られ、言うべきことは言われていましたので、保護者とも相  
談されたり、またこういう結果だったというように返されたり、それな  
りの責任ある方々ですので、そういうチャンネルというか、それはあつ  
たんじゃないかなと感じています。

中村博行委員 それと数年前になりますけども、Pのほうでアンケートを取ら  
れて、七十数%が反対だと。内容が少し異なっていると思うんですけど  
も、その後、地元で署名運動をされたと聞いています。それで五十数%  
賛成だったということがありましたけど、そういうことも踏まえた中で  
そういう合意形成について考えられましたか。

江澤教育長 私が答える範囲を少し越えていると思うんですが、保護者の方が  
反対であるという意見を団体として表明され、また保護者も含めた地域  
全体の意見として、署名として、過半数のものを提出されたということ  
で、埴生地区の考え方が二分されているという状況であったと思ってい  
ます。そういった中で市長が埴生地区の人たちが、別個ではなくて、同  
じテーブルでそれぞれの意見を言いながら、何か解決策、方向性を生み  
出そうとして、ああいう意見交換会をされたんだろうと思います。そこ  
が厚狭地区の複合施設と非常に違う点じゃなかったのかなと、私個人は  
考えています。そしてああいう場で2年にも渡って、地域の方もいろん  
な意見の方がいて、相当激しく話されたと聞いていますが、そういう中  
で徐々に合意形成がなされていったというのは私は地域住民が政治に参

加する、又は決定していくという面で極めて素晴らしい事例ではないかと考えています。

中村博行委員 当初、埴生小の跡に建てるという意見が七十数%が多かったように思うんですけども、その後、耐力度テストをされて、建替えについては全員賛成だという、そういう意見交換会には私も参加していたんですけど、建替えはその参加者全員が賛成だったわけです。その後、場所の選定になって、合意形成ができる、できないというのは基本的に青年の家、そして今計上されている土地、これが二分されているという場所の問題だけと考えていいでしょうか。

江澤教育長 今回の意見の中で、初め埴生小のところに建て替えるということだったというのは、それはなかったと思います。埴生小のところは補強でした。補強で埴生小の場所で進めるということで、その後、文科省が長期的に耐力度といいますか。補強をして、長寿命化という方針を出して、それに乗るかどうかという議論もあったと思います。そういった中でこの議論が始まって、そして意見交換会等の中でやはり建て替え、初めは学校の問題はひとまず置いてということだったんですが、地域の方々からいろんな意見があって、どうしても学校の問題も含めてという中でやはり耐力度調査をしてみると、非常に危ないということで建替えという格好になって、次にどこにという話になったと理解しています。

下瀬俊夫委員 幾つかあるんですが、一つは埴生小学校の建替え問題ですね。耐力度調査をされて、耐震化は無理だという中で、現在地での建替えもあり得るというスタンスだったんですよ。これは本会議でもそういう答弁をされています。それがいつの間にか小中連携校になってしまった。意見交換会の中で小中連携校が出たわけじゃないんですよ。結局、小中連携校は意見交換会が再開された9月ですかね、あのときに小中連携校という教育委員会からの提案があったわけでしょう。あなた方に検討してくれと下駄を預けられて、その結果できたのが小中連携校ですよ。それから複合施設をあの場所に含めて持ってきて、全体的に複合施設と小中連携校を一体のものとして提案されてきたというのが、それ以後の議論の方向性ですよ。だから小中連携校を住民が提案したということは基本的になかったんだろうと思うんですけどね、いかがですか。

江澤教育長 その意見交換会の中で学校の問題もやはり話し合えないといけないという中で、住民のどなたかが連携校のことを考えてはどうかという

提案があったと理解しています。だから、住民の方から提案が先にあったと、その意見交換会の中です、私は理解しています。そういうものを受けて、この27年1月に教育委員会の見解、考え方を示した。それは現在の小中連携校の考え方を示したわけですが、その前に住民から示されたと理解しています。

下瀬俊夫委員 埴生公民館で開かれたもともとの複合施設再編の最初の意見交換会に出ています。そのときには、学校の問題と埴生地区の公共施設再編の問題は別々に進めていこうというのが当初の方針だったんですよ。これは確認できると思います。それが、今言ったように公共施設を青年の家に持っていくという提案を取りあえず執行がされたわけですよ、地域の住民に。それが意見交換会の中で徐々に変わっていったという経過なんです。小中連携校はもともと本筋じゃなかったんです。それがいつの間にか出てきたわけですよ。小中連携校というのは確かに厚陽小中で実施をされました。だけど、それを埴生地区にどうするかという話は当初の方針としてはなかったわけです。それで結局、埴生小学校のPTAの総会の中で、連携校反対の決議がされて議会に請願が出されるという経過があったわけですよ。それがいつの間にか連携校として復活をしてきたわけですよ。そういう経過を見ても、私はやっぱり行政主導に近いやり方に思えてしょうがありません。まずそういう経過の問題について、大変疑問があるというのが一つです。もう一つは、意見集約の方法ですよ。今回ずっと議会の中で疑問として出されているのが、意見集約の方法です。いわゆる市民の意見をどう集約するのかという方法ですよ。今回のこういう中にも出ていますが、おおむね了解を得たとなっていますが、何ですか、おおむねって。どうやって調べたんですか。参加者がおおむね了解したから良かったんですか。だから、意見交換会というのはどういう位置付けなのか。市長はギリシャ型の民主主義だという言い方をしています。全市民が対象なんだって。だけど集まっているのは30人じゃないですか。意見集約の方法としていかななものかということが一つの疑問として出ているわけですよ。例えば埴生と厚狭のどこが違うのか。厚狭の場合は公募されたわけですよ、市民から。一定の権限が与えられたわけですよ、市民に。その中で議論されたわけですよ。ところが埴生の場合は意見交換会、誰でも参加できますと言いながら、結果的に誰でも参加できなかったんです。いろんな条件があると思います。例えばさっきから出ているように保護者がなぜ参加しなかったのか。参加しないという方法をとったわけですよ。私は意図的に参加しなかったと思います。なぜなら今言ったように小学校で小中連携校について反

対決議をしているわけでしょ。それをあえて無視して、教育委員会がこの話を進めていこうとした。そういうのが背景にあると思うんですよ。いわゆる行政不信ですよ。そういう中で、率直な意見交換会が本当にできるのかどうなのかということなんです。だから集約の方法として、意見交換会という手法をとられたということに大きな問題があるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

江澤教育長 私に答えられない問題もあるんですけど、答えられる範囲内で。まず、公募で厚狭の場合はそこに一定の権限を付与したと。しかし、埴生の場合はどなたでもここに参加して、意見をお願いしますと、特定の人に付与するんじゃなく、住民そのものにそれが付与されているわけで、そちらのほうが可能ならば素晴らしいんじゃないでしょうか。それからおおむねというものはどうかと。それは挙手又は起立等で決めるのかどうか、それで多数決で決めるのかどうかということとの対比で考えてみますと、一回でそういうことにするよりも何度も何度もあそこで物事を挙手等で決められなくて、議長たる市長はずっといろんな意見をいつでも言ってくださいと、また次回覆すようなことを言われてもいいですという形で約2年間にわたってされてきたと思います。その中であの場にいた方がどなたも一応それで納得するということは、あそこにいる人は皆感じたと思います。そこで挙手という形にすればもっとはっきりしたかもしれない。そういうことでもないのかなと思いますし、それは議長たる市長の進め方にもよると思うんですが、あそこの大多数がそれに賛同したというのはどなたもそう受け止めていると思います。

下瀬俊夫委員 火葬場の問題で市長が市民懇談会をされました。これは各校区で開かれたと思います。その時に2回くらいですか、挙手で賛否を問われました。ところがこれは参加された市民から、こんなところで挙手はおかしいじゃないかという抗議があつてそれからやめたんですよ。あなたの手法はそれと一緒になんですよね。意見交換会は何の権限もないわけですよ。ただ単に意見の交換をしましょうという、そこに一人一人権限を付与したんです。そこに参加する人の意見で基本的に決まっていくという権限を付与したんですか。おかしいでしょ。意見交換会はいくまで自由参加でしょう。誰でも参加できるんですよ。ところが参加しないという自由もあるんですよ。5,000人の地域の住民の中で30人が参加する。それにどんな権限があるんですかと聞いているわけですよ。出てこないほうが悪いじゃないですかという言い方ですよ、あなたが言っているのは。そんな意思の決定がありますか。少なくとも厚狭の場合は権

限を付与したんですよ。公募という格好を取って、ところが埴生地区は自由参加じゃないですか。さっきの火葬場とどこが違うんですか。少なくとも市長は参加者に挙手を求めたんです。それはおかしいじゃないかって市民から声が出たんです。当たり前ですよ。その市民懇談会なり、市民交換会なりにどんな権限を付与するんですか。そんな権限は条例上どこにもないですよ。それが問題になっているんですよ。

芳司総合政策部長 埴生については、審議会とか協議会といった形はとっていません。ですから埴生地域の住民の方がどなたでも参加できるというやり方で進めました。ただ、先ほどから厚狭と埴生という比較をされているんですけど、ほぼ同じ時期に再編の検討を始めています。24年3月の段階だったと思うんですけど、そこで厚狭については繰り返しになりますけれど、おおむねそこで総論の賛成を得られたということで更に詰めていく、詳しい内容を詰めていくに当たって実際の利用者を中心として各団体の代表者を中心としたワークショップ等々でいろいろな意見をいただいた。もちろん反省すべき点はあるにしてもそういう形を取ったということですが、埴生においては24年3月の段階で場所を含めて大きく意見が割れてまとまらなかったということがあります。それを受けて地元のほうでも24年度に再編案作りの協議会を2回ほど開催されたとお聞きしているんですけど、構成についても約20の埴生地域における各種団体の方々が集まってされたと聞いていますが、これでも結論がまとまることもなかったということで地元のほうから市長のリードを求める声があったということで25年10月から意見交換会を始めたという経緯があります。いろいろな経緯はあろうかと思うんですけど、いろいろな手法があると思います。こういった事業、特に今回の整備のようなことを進めていくに当たり、いろいろな手法があると思うんですけど、基本的には最初の段階で調査であるとか検討、アンケート等である程度の素案を作った上で地元、利用者にそれを投げ掛ける。それを受けて更にそういった協議を深めて最終案をし、ある程度まとまった段階で予算要求をしていくという流れであろうと思っているんですけど、最初の素案に至らなかったという、そういった意味では本当に特異なケースだったと考えています。そういった中で時間を掛けたということにはなりませんけれど、皆さんの意見を聞きながら、実際に利用される意見を最大限尊重する中で庁内でも協議し、方向性をまとめたということです。

下瀬俊夫委員 庁内でまとめたって、青年の家を提案してそれをどこで決めたか分からないってさっきから言っているのに、何で庁内でまとめるのか

意味が分からない。問題はさっき地元協議会と言われました。何か権限を付与されたんですか。違うでしょ。地元協議会に下駄を預けたわけじゃないんですよ。その中で検討をしてくれという話はあったかもしれないけど、何の権限もなかったんですよ。少なくとも厚狭のように一定の権限を与えて、その中できちんと方向性を出してくれと言わなきゃいけないんですよ、あなた方は。結局、地元がまとまらないって、それはまとめるような方向性を出さなかったんですよ、あなた方が。やっぱり手法として間違えていると思う。皆さんが参加できるって、皆さんが参加できないってということなんですよ。例えば議会傍聴は誰でもできるんですよ。だけどそれは限定的でしょうが、来られる方。来ない人が悪いと言うんですか。言わないでしょ絶対にそれは。意見交換会に皆さん来てください。30人しか来なかった、来ない人が悪いんです、参加しない人は決める権限がないんですよということですか。

伊藤實委員長 もういいです。今、下瀬委員からあったように何の権限もない中で、審査をこれ以上進める状況じゃないので、これは最後に回します。それでは4番、6番については今みたいな状況では審査を進められませんので、次の14番の審査に入ります。

尾山教育総務課長 それでは、審査番号14番の小中学校普通教室扇風機設置事業について説明します。平成28年度一般会計予算審査資料93ページの事務事業調書、左上の事業概要のところになりますが、文部科学省が発行した学校環境衛生管理マニュアルには、教室等の温度は人間の生理的な負担を考えると夏は30℃以下であることが望ましいとあります。全小学校の普通教室において、1学期の最後の7月と2学期の初めの9月に毎日、朝、昼、夕方の3回、室温を測った結果、1回でも30℃を超えていた日が登校日の約4割ありました。普通教室は児童生徒が最も多くの時間を過ごす場所であり、夏場の厳しい室内環境を改善するため、この事業により、扇風機を全ての普通教室に設置し、幾らかでも暑さを和らげようとするものです。初年度の平成28年度は、小学校の全ての普通教室129室に2台ずつの計258台と電源延長コード258本を購入する予算236万3,000円を計上しています。2年目の29年度には中学校の全普通教室に2台ずつ、3年目の30年度には小学校の全普通教室に更に2台ずつ、4年目の31年度には中学校の全普通教室にも更に2台ずつと、4年間で小中学校に交互に2台ずつ設置し、全ての普通教室に4台ずつ設置する計画です。95ページ、購入予定の扇風機は、ここに掲載しているものであり、普通のものより羽根が大きく2倍

の風量を作り出す広いスペース向きの安全性にも配慮した製品となっています。次に、96ページから98ページにかけて、文部科学省が作成した学校環境衛生管理マニュアルの中の教室の望ましい温度が記載されたページの写し、厚生労働省が作成した熱中症予防のために室内で暑さを避ける方法などが記載されたパンフレットの写し、県内13市の公立小中学校の普通教室における昨年5月1日現在の扇風機及びエアコンの設置状況を付けています。

伊藤實委員長　それでは質疑を受けます。

矢田松夫委員　先日市長がコラムの中で扇風機を寄附してくれと言われたんですが、これも含めた配備方針なのかお答えいただけますか。

尾山教育総務課長　予算計上していますのは、それとは別でひとしく2台ずつ新品を置くということで、市長の広報に載ったコラムでの寄附は、実際にあれば追加させてもらうということで考えています。

小野泰副委員長　今の件ですが、これは学校でそれぞれの教室に2台ずつ購入して、2台は寄附してもらうという形ですか。

尾山教育総務課長　この計画上は全て新品を最終的に4台ずつ置くということで、その間寄附していただいたものがありましたら、4台本当はしたいんですけども最初は2台しかないので、3台目で活用するとか、4台全部そろえば余った分は特別教室に持っていくとか、そういう活用で次へのステップに進めていきたいという考えです。

小野泰副委員長　そのことは理解しているんですよ。今回2台ですが、これで教室の温度、快適な環境になりますか。

尾山教育総務課長　扇風機ですので、冷たい風が吹くわけではありませんけれども、風が当たることによって気化熱でちょっと涼しさを感じるということです。本当に快適にするにはエアコン以外、今のところ技術的にはないのではないかと受け止めています。

小野泰副委員長　取りあえずと言われるので、寄附の話もあったんですが、伸び縮みができるものですね。これは通路に置いたりしたら邪魔になるだろうし、それくらいだったら上からというのが普通の考え方だろうと思

うんですが、その辺まで検討されたかどうかということです。

尾山教育総務課長 現在中学校で扇風機を設置している普通教室が一部ありますが、ちょうど真ん中辺りに一台ずつ左右に置いてある状況です。固定してしまうので、首は当然振るんでしょうけど、その場所がいいかどうかというのがあると思います。これは移動できる持ち運び可能な普通の一般の扇風機ですから、先生がその時に応じて一番いい方法で置くことができるのではないだろうか、一番使い勝手がいいのが移動できるものだと考えて、壁掛けではなくて移動できるタイプを選択しています。

小野泰副委員長 今の時代は各家庭にもクーラーもありますので、値段が高いいからかなり長く掛かるでしょうけど、できればそういう方向も一つ考えながら、こういうことをしていかれたほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺の考えはありますか。

尾山教育総務課長 それは頭の半分以上はそう考えていますけど、先ほど説明しましたように、取り急いで一斉に改善をしようということで考えて、取りあえずですが是非購入したいと思っています。

岡山明委員 市長が言われましたので、寄附は何台かありますか。

池田教育総務課学校施設係長 今のところ8名の方から13台いただいています。

岡山明委員 13台ということですが、この取扱いですね。古いものと新しいものもある状況の中で、台数が増えた場合に予算を使わないのか。最終的に28、29、30の3年間掛けて台数を取得するんですけど、その前に皆さんからいただいた台数が出たとすると3年目にはその台数までまかなえたとなるとその予算は計上しないんですか。

尾山教育総務課長 各教室には新品を最終的に4台置き、その過程において4台に至らない時期が2年ありますから、その空白を埋めるのに寄附してもらったものを活用させていただきまして、最終的に4台購入するに至ったときは普通教室に限れば必要台数を超えるわけですから、余剰分は今度は特別教室のほうに回して行って次のステップに進んでいきたいという考え方です。



下瀬俊夫委員 埴生地区の小中学校に対して防衛省からまだ補助金が出ていますか。

尾山教育総務課長 現在は出ていません。

下瀬俊夫委員 実は一時期、旧山陽町時代ですが、二重窓にしているんですよね。それはなぜかといったら練習機がうるさかったんですよ。その関係で防衛省の補助で二重窓にされていて、そのために夏場も暑いというので基本的にはエアコン設置の方向で電気料等の補助だったんです。ところがそれをやらなかったんですよね。だから夏場は窓を空けたんです、暑いから。ずっとそういう補助金をもらいながらやっていたんですが、それは合併してからなくなったんですか。

尾山教育総務課長 空調機器の運転のための電気料、これに対して補助があったんですけど、平成19年度から支給対象エリアではなくなったので、出なくなりました。

伊藤實委員長 埴生小中連携校の新築する部分にはエアコンを付けようという構想はないの。扇風機でしようと思ってるの。その辺はどうですか。というのが、教育費も前から言っているんだけど、うちは10%いかないわけでしょ。それで今から子育てで学校とかを良くして定住してもらおうという手段なんです。魅力ある学校を造るわけでしょ。何で扇風機という発想になるの。それだったら年次的にでもエアコンを付けていこうと。それで市民に寄附って、本当にそれだけ金がないの。教育にお金を使わなければいけないんじゃないの。そこを教育委員会が扇風機じゃなくてエアコンでもしようという発想を、今、公立高校なんかは半分以上付いていますよ。まあ義務教育じゃないので受益者負担ということでPTAが負担をしているんだけど、義務教育の中でも下関は付いていないじゃないですか。やはりそうやって差別化をすることによってその学校に行こうということになるわけだから、そういうことまで含めて考えてもらわないと扇風機の学校に行きますか。とにかくその考え方を抜本的に考えてもらわないと、全部が狂うわけですよ。今回の埴生の再編もそうですよ。本当にこれで人口が増えるのか。やはりそういうようなところをちゃんと議論した中でしないと、こっちがいいとかそういう話じゃないんですよ。本当にその地域が活性化するという視点でしっかり議論したかどうかということですよ。議会は権限があるのでしっかりその辺をしないといけないからこうやって審査しているわけですから、そ

の辺は十分了解をしていただきたいと思います。扇風機についてももうよろしいですか。昼になりますので昼から教育委員会の15番の給食をします。それでは休憩に入ります。13時から再開します。

---

午前11時59分休憩

---

---

午後1時再開

---

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。次に、審査番号8番の15番、給食センター関係について、説明はありませんので、質疑に入りたいと思います。

石田学校教育課主幹 今日、追加で資料をお配りしました。その説明をさせていただきます。まずパンフレットの説明からします。この表に山陽小野田市学校給食センター平成30年9月供用開始予定と記載をしています。そして、その下の表の図は完成予想イメージ図です。平成27年3月定例会において認めていただいた予算により、平成27年度にこの事業に係る用地購入、地質調査、設計等を行い、平成28年度からこの建設に着手をするということです。まず、パンフレットの表紙を開いていただいて、一番上に設計方針ということですが、給食センターの設計方針として本市の学校給食センター基本計画の基本方針であります安全安心な学校給食の提供、食文化の理解、食に関する指導内容の充実、地産地消の推進を基にして、その下に青字で三つ記載していますが、安全・安心でおいしい給食を提供できる施設、食育の情報発信ができる施設、多様な献立を円滑に調理できる施設のこの三つを設計のコンセプトとして、その下の赤字で書いていますように、世代を担う子供たちの心と体の成長を支える施設作りを実現するというものです。その左下の建物概要ですが、大塚工業団地にある市雇用能力開発支援センターの隣接地で、敷地面積は約5,400㎡、建物の延べ床面積、1階、2階合わせたものが約2,955㎡、鉄骨造で一部2階建て、5,500食規模の給食センターということです。給食センターの本体建物の建築工事は、平成28年10月着工で平成30年1月が完成予定となっています。市の広報、3月1日号に掲載したように、当初計画の供用開始である平成29年9月を1年延長し、平成30年9月としています。その右側ですが、整備工程表を掲載していますが、これは後ほど別添の工程表で説明します。その下の配置図です。図面の上側が北方向です。敷地のこの中

の薄ピンクの部分が給食センターの本体建物です。緑色が緑地、そして車の駐車場を設けています。この配置図の右側に南北に道路が通っています。これは県道354号線、県道妻崎開作小野田線ですが、その県道の北側のところに赤い三角が記載をしていますが、ここからこの給食センター用地敷地に入るといふ正門の入り口です。そして、ピンクのこの建物の右側に赤い文字で楕円形の丸で囲んでありますが、荷受けと枠囲みで記載してある所が、食材納入業者が車をここに付けて食材を給食センター内に搬入します。建物の左下の所に同じく赤い文字で配送と囲んである所が、配送車、給食を配送する車を着け、出来上がった給食を配送車に詰め込み、ここから各学校に配送するというものです。そして、左上の赤い文字で建物の左上の赤い文字で回収と記載されている所は、食べ終わった使用済みの食器、食缶を回収し、ここに配送車を付け、食器等をセンター内に搬入します。この赤い建物の周りに赤い矢印で敷地の周辺を示していますが、食器、食缶等を配送する配送車ですが、建物の周りを時計回りの一方通行で回って行くということになります。次のページ、平面図です。まず、上が1階の平面図です。紫ピンク色のエリア、右側と左上側にありますが、こちらが汚染作業区域で、まず右側のほうに検収・下処理エリアがあり、ここで加熱前の肉、魚を扱い、野菜を洗い、また、左上側の洗浄と記載した同様の紫ピンク色のエリアで使用済みの食器、食缶を搬入して洗浄を行います。また、真ん中付近から下の辺りに水色のエリアがありますが、非汚染作業区域ということで、加熱調理を行ったり、出来上がった給食をコンテナに積み込み、また、洗浄後の食器を消毒するための消毒エリアでもあります。建物の右側、赤い文字で荷受けと書いていますが、その荷受けエリアから食材をセンターに運び込み、その左側の検収・下処理エリアで各食材の検収、そして下処理を行います。下処理が終わった食材はその左側の水色のエリア、非汚染区域からその間のカウンターなどの上に食材を乗せ、その食材をこの水色のエリアの上処理・調理エリアにいる調理員がそのエリアに食材等だけ運び込み、汚染作業区域、検収・下処理エリアからこの上処理・調理エリアに直接人が入り込むことなく、衛生面を確保するという構造になっています。その日の献立に応じて、この調理エリアで煮炊き調理、煮物・蒸し物・揚げ物室、和え物室、炊飯室、そしてアレルギー専用調理室で調理を行うということになります。そして、出来上がった給食を食缶に入れ、その左側の左下の辺りに配缶と赤い文字でありますが、そのエリアで学校ごとのコンテナに食缶等を詰め込み、その左の配送エリアから、各学校に配送します。そして、左上側の回収エリアからは使用済み食器をセンター内に搬入し、その下側の洗浄と書いたエリアで食器

を洗浄し、洗浄が終わった食器等はその下の消毒エリア、赤い字で消毒とありますが、その消毒保管器で熱風消毒を行います。その下の図面ですが、これは2階の平面図です。このエリアには調理員の控室、更衣室、研修室などを設置します。緑色のエリアが調理員の控室、更衣室、トイレなど、そして黄色いエリアが研修室、そして一般のトイレなどとなっています。黄色いエリアの研修室は二つあり、左側の研修室の部屋の壁の一部がガラス張りになっており、そこから1階の煮炊き調理室と下処理室を上から見学することができます。それから、研修エリアの右側の部屋には調理実習台を4台設置し、調理実習や新たな給食献立の作成などを行うことができます。次のページは、立面図、断面図で、まず上側が立面図です。この立面図の上のほうは建物北側から見た立面図になっています。それから、その下は東側、玄関の側からの玄関荷受けエリアから見た立面図となっています。そして、その下は断面図です。上の断面図は東から西側への断面図、そして、下の断面図は北から南に向かった断面図です。1階の床下にはピット、空間を設けており、この下に配管等を通しますが、配管の点検等が容易に行えるような構造となっています。次に、給食センターの工程表ですが、A3の横の工程表です。この工程表の一番上のところに年度を記載しています。左側から28年度の4月から始まって3月、そして29年度、30年度となっています。事業の区分、内容は左に記載しています。平成28年度に着手する主なものは左端の事業の区分に記載しており、給食センター本体建物の建築工事、その下の工事監理委託、厨房機器の発注ということになります。センター本体建物の契約は、工程表の28年度11月、12月辺りに記載していますように建築主体附帯工事、電気設備工事、給排水衛生ガス設備工事、空気調和設備工事の四つの区分に分割し、いずれも議決を要する予定価格の契約となる見込みですので、9月議会においてこの契約の議案をお諮りしたいと考えています。また、その下の項目は工事監理委託で、この建築工事の工事監理を業者に委託するということです。そして、その下の項目の厨房機器も発注を行う予定です。厨房機器の予定価格も議会の議決が必要となる予定価格となる見込みですので、議会にお諮りする予定で考えています。厨房機器の搬入、据付け、試運転は給食センター本体建物の建築の後半部分である29年度に搬入、設置、試運転等を行う計画にしています。また、建築工事と工事監理委託、厨房機器は28年度に入札等を行い、29年度の債務負担行為としても今回の今年度の予算に上げています。平成29年度に外構工事に着手、そして配送車の発注、食缶、食器、調理消耗品の発注をする予定です。そして、平成30年度に各学校の調理場の配膳室への改修工事、夏休み期間

中に調理配送のリハーサルを行い、平成30年9月からの供用開始の予定としています。次の資料は、給食センター本体建物の建築工事期間と  
いうことの説明資料です。昨年3月議会で示した当初の事業の工程案では、  
建築工事は6月議会での契約議案の提出、そして議決を得て、7月の  
工事着工としていましたが、設計書の新しい単価の入れ換え作業や共  
同企業体の結成のための準備期間、それから給食センターは給排水設備  
工事や空気調和設備などの内容が大量で複雑な面がありますので、これ  
まで建設してきた学校や他の施設より入札等の準備手続の期間を多めに  
算定して9月定例会への議案提出として議案を可決いただき、10月に  
建築工事に着手できればと考えています。次の資料、平成28年、29  
年、30年度の学校給食センター建設事業の内訳概算の表です。項目ご  
とに事業費を示しています。上から、工事監理、本体建屋新築工事費、  
調理設備等購入費、調理用消耗品等購入費と下まであります。一番下で  
28年度から30年度までの事業費の概算として25億弱となっています。  
以上が本日配った資料の説明です。

伊藤實委員長 それでは、学校給食共同調理場建設事業の資料も含め、質疑を  
受けます。

中村博行委員 議決に至るまで随分と時間が掛かり、また、ある意味急がされ  
た部分も議会としてはあったと思うんですけども、なおかつ、1年遅れ  
た点について、明確な理由があれば示していただきたい。

石田学校教育課主幹 これは、市の広報にも掲載していましたが、供用開始の  
延長理由は工事期間を4か月延長するようになったということで、平成  
29年の夏休みの調理配送のリハーサルに間に合わないという点、それ  
から、調理配送のリハーサルをしっかりと行うためには夏休みの期間しか  
期間が取れないということで、供用開始を1年間延長せざるを得なかつ  
たということです。

松尾数則委員 いよいよ私の大好きな給食を作るセンターがやっとならるとい  
うことで、ただ、このコンセプトの中で教育長のいろいろな思い、地産  
地消とか契約栽培とかいう話を聞きましたけれど、基本的にはもう不可  
能だと思っています。教育長は農業のことをほとんど御存じない。農業  
というのはそんなに優しいものじゃないんです。気候や環境により、思  
ったとおり絶対できません。その辺も踏まえて、今後、地産地消をどの  
ような形で捉えていくのか、もう1回説明していただけると。

江澤教育長 地産地消も県の考え方、市の考え方、ちょっと違っており、県の考え方は山口県産ならいい、市の考え方は限りなくこの市でできるものという捉え方で考えています。それで、実際に生産していただく人がいて初めて生産できるわけですから、もうそれでないとできない、それで必ずやりますということではないので、その面で非常にあやふやだと指摘されているわけですが、教育委員会とすれば、まず現状、それはあるわけです。そして、その現状に立って、今度はセンターになればその材料等が非常に多量になるわけで、また、管理も一括管理するということで、そういう地産地消の観点から契約的なこと、それをお願いしたい、取り組みたい、そういうお願いはしていく。そして、農林等とよく協議しながら一体となって、そういうことを一種の希望として望みながらやっていくという立場であるということで、それが地産地消に対する考え方です。そういう人たちを開発又は誘致等々、そこまでは多分言われるように難しいんじゃないかと思いますが、しかし、そういう望みを持ってやっていくという立場です。それから、もう一つ、今度の給食センターのコンセプトとして重要なのは、食の安全で特にアレルギー対策です。これについては、近年、全国的にどんどん難しくなっています。この面において、給食センターとしてアレルギー対応、県下で最も進んだということも言いましたが、そこは実現できると考えています。

松尾数則委員 私が言いたいのは、基本的には全庁的な体制で、例えばJA、農林、その他いろいろな形の中で、またいろいろな法人組織もあります。そういった組織といろいろ話合いをして、地産地消ができればそういった形のものを作り上げていただきたい。希望だという話もありましたけど、希望じゃなくて、それを実際に移していただけるような努力をしてもらいたい。

岡山明委員 食の安全ということで話があったときに、施設が古いという話が最初にありました。そういう状況の中で1年間延長ということで、施設側の負担、そういう部分は大丈夫なのか。施設の老朽が進んでいる状況の中で1年そのまま延長する、そういう意味で施設自体の補修とかそういう部分の発生はないのかどうか。

石田学校教育課主幹 現在も必要な箇所は補修をします。1年延長しましたが、同様に事故の起こらないように補修を行いたいと考えています。

矢田松夫委員 平成30年の供用開始ということですが、今年度からでもいいんですが、30年度までにもし欠員、例えば一般退職、そういった場合の補充ですが、また正規で雇われるのか、若しくは非常勤で雇用されるのか。

石田学校教育課主幹 調理員は、学校、それから幼稚園もありますし、市の保育園もありますが、そういった中で人事配置を考えていくということで、正規職員が給食センターに何人配置されるかという部分もあるんですが、今後決まっていくようになると思います。

矢田松夫委員 私が質問したのは、30年度までに欠員が生じた場合は正規で雇用するのかもしれないのか、これだけです。

今本教育部長 給食調理員は学校、保育園、幼稚園にいますので、その中で体制をとりながらということでしょうけども、給食センターの職員配置体制等の将来的なものも考えて、どういう採用方法をとっていくかというのは人事課に任せたいと考えていますけども、欠員が出た場合には必ず補充する。ただ身分的なものについてはこうだということは申し上げられません。

笹木慶之委員 これは表現の問題かもしれませんが、給食施設配膳室の改修工事となっているでしょ。いわゆる給食施設改装費、これはどういうことですか。ある程度設置するだけのことでしょ。

石田学校教育課主幹 既存の給食調理場をそのまま配膳室として使うことはできない状況です。

笹木慶之委員 そちらのほうですね。わかりました。

伊藤實委員長 その配膳室は何か所改善しないといけないようになっていますか。

石田学校教育課主幹 17校です。

伊藤實委員長 そうした場合に、今の計画でいくと30年にその辺の発注をするようになっていきますよね。17校を一回でこの時期にする。要するに受入側の改善をするわけです。逆にもう1年前からするようにしないと、

理科大やいろんな施設と一緒になったときに業者、極力地元を使うという方針であれば、もう分かっているところは、前倒しでやはりする必要があるのではないか。そうでないと発注はしたいんだけど、受注先がないということになったら、せっかく給食センターをと言ってもできないわけですから、その辺の考えはどうですか。

石田学校教育課主幹 伊藤委員長の言われるとおりでと思いますので、そういう方向で検討したいと考えています。

伊藤實委員長 そこで、せっかく建築課が来られていますので、市内で今から公共工事も含めていろいろあるので、やはり市内業者を極力使うようなサイクルというか、そういうものも含めて計画を早くしていかないといけないし、この受入れは夏休みとか春休みとか、使わない時期に限定されるわけですから、やはり早くする必要があると思うんです。その辺の状況は大丈夫ですか。

森重建築住宅課主査 平成30年に工事が17本集中するということで、全体の予算についてはこの資料にあるように9,600万円、単純に1校当たり数百万円の工事になるかと思います。したがって、建築のCランクをメインに発注するようになります。ただ建築のCランクの業者が限られていますので、不調とか不落札とかがあれば、30年の2学期ということが不可能になってきますので、できれば工事は分割して29年度に前倒しして発注したいと考えています。

伊藤實委員長 せっかく地元にとそうと思っても業者ができないようであれば、市外業者を使うようになるわけですから、やはり地元にとせるような発注方法も考えていただきたいと思います。

河野朋子委員 確認ですけど、30年度から給食がそうなりますけど、今の配膳校の改修は前倒しにして現在の給食に支障はないんですか。

石田学校教育課主幹 影響のない部分だけ、一部工事をするということが考えられます。

河野朋子委員 工事のことは先ほどのことで理解できるんですけど、給食は子供たちが食べますし、工事ができる期間も限られていますので、極力そういうことも考えて、工事は工事ですけど、給食を提供するのはぎり



ぎりまで提供しなくちゃいけないので、お願いしたいと思います。その件はそうとして、結局、建物は新しくなって今からセンターができていくわけですけど、その運用については、学校給食運営委員会できちんと決めてということで、今までと全く違う形態になるわけですから、いろいろと細かい取り決めもしていかななくちゃいけないということで、当初では29年の2学期からということでしたので、28年4月に学校給食運営委員会を立ち上げて、きちんと協議していくという計画だったわけですけども、建物は1年延びましたが、重要なことがたくさんあるのでこういった組織は早めに立ち上げて、時間をじっくり掛けていくべきだと思いますけど、今後の方針についてお聞きします。

石田学校教育課主幹 なるべく早いうちに立ち上げて協議していくという、河野委員から意見がありました、そのような形で組織の立上げをしたいと考えています。

河野朋子委員 以前は28年4月には立ち上げますというはっきりとした答弁をいただいていたので、工事が1年先に延びたんですけども、その件については何月という明快に答弁はいただけないということでしょうか。

石田学校教育課主幹 できるだけ早いうちに準備して立ち上げたい。準備期間が必要ですので、そこの辺を考慮いただければと考えています。

伊藤實委員長 今、この給食センターの関係は何人でしているわけ。

石田学校教育課主幹 学校教育課では二人です。それと他の技術士の方にもサポートしてもらっています。

伊藤實委員長 途中で1人減らされたよね。河野委員が言われるように、今こっちの設計の工事ですごく大変だと思うんだけど、教育委員会全体ではないといけない。ほかの部署も協力しながら、やはり1年延びたから一緒に延ばすのではなくて、早めにそういうこともするというはすごく大事だと思います。今二人でこれだけの大きな事業はなかなか負担が大きいと思うので、バックアップをしてほしいと思います。

下瀬俊夫委員 今の自校方式が今にも問題が起こるかのような話でセンターを造ると言いながら1年延びた。まだまだ大丈夫だということですね。

江澤教育長 建物自体が今にも危険だということはありませんが、異物混入がやはり非常に多いわけです。これを給食センターにしたからなくなるかという、そういうことはないと思いますが、やはり旧式の調理環境、備品、機器から起こるであろうものはかなり減ってくると思うんです。そういう意味で給食の安全、異物混入等も含めた安全という面では、今は決していい状況ではないという認識に立っています。

下瀬俊夫委員 その話じゃないんです。センター化の最大の理由が各学校での異物混入だけじゃなしに、せっぱ詰まった状況にあるんだと受け取ったわけです、あなた方のそういう言い方によって。ところが、実際は1年延びても別にどうということがないということですよ。そこははっきり言わないと、そんな不安があるんならやめなさいよ、途中で。そういうことですよ。センターができ上がるまでやめればいいんじゃないですか。物すごくせっぱ詰まった言い方をして、センター化するために議会を説得したわけですよ、あなた方は。その問題は残るわけです。1年延びるということで、そこら辺をもう少し考えた言い方をしないといけないと私は思うんですよ。引き続いて、先ほど新しく契約するのに、ジョイントでやると言われましたよね。市内業者でジョイントを組ませると。これはジョイントでしなきゃいけないような工事ですか。

森重建築住宅課主査 先ほどの工程表にあるように、建築主体附帯工事、電気設備工事、給排水衛生ガス設備工事、空気調和設備工事の4本の工事発注を行います。正式な記憶ではありませんけれども、予定価格が2億円を超えるとジョイント、共同企業体というのが監理室の指名基準にあったかと思いますが、今、最終的に設計金額を詰めており、全てこれはその額を超える見込みです。

下瀬俊夫委員 ジョイントの内容がよく分からなかったんですが、分離発注ということですか。

森重建築住宅課主査 そのとおりです。4本に工事を分けて、市内業者に発注ということですよ。

伊藤實委員長 給食の関係で、災害対応バルクの要望が出たと思うんですが、今その辺についてはどのようになったんでしょうか。

石田学校教育課主幹 給食センターの燃料は、電気、それから都市ガスという

ことで設計しています。災害対応バルクの採用はしていません。

伊藤實委員長 その理由は何ですか。

石田学校教育課主幹 その理由は、L P ガスの場合は、ガスバルクタンクの設置が必要と、これがおおよそ設計会社の見込みでは24平米程度の面積が必要になるであろうと。一方、都市ガスのほうは、ガスの高い圧力で来るガスを低くするためのガバナーという機器を置く必要があるんですが、これが2掛け2の4平米程度ということで、都市ガスのほうがL P ガスの6分の1程度の面積で済むということが、まず1点。それから、ガスのランニングコストを比較しますと、都市ガスのほうがL P ガスより、わずかですが、年間48万円程度安くなるということから都市ガスの使用に決めています。

伊藤實委員長 その料金ですが、立米当たり幾らで計算されたんですか。

石田学校教育課主幹 都市ガスは1立米120円、L P ガスは1立米290円という単価で計算をしています。

伊藤實委員長 発生量、発熱量の換算も計算されましたか。

石田学校教育課主幹 はい、換算をしています。

伊藤實委員長 おおむね2倍ですよ。都市ガスが240円でプロパンが290円という試算。おおむねになると思います。値段もですが、実際それを見積りされたかもしれませんが、今業務用の値段でいうと290円ということはあり得ない。大体200円前後ぐらいだと思います。というよりは、経済産業省も推奨している災害対応バルク、今回の東日本のことで、宇部、小野田支部のほうから要望が来たんですよ。もう災害時には給食センターの機能は一切活用しないという方針にしたということかどうか、そこです。

今本教育部長 昨年の議会からの7項目の部分で災害対応というのがありましたけども、その中で、給食センターを例えば災害時の炊出しにという話もありましたけども、教育委員会の答えとしては、災害時の炊出し等については災害対応部署で考えるべきであって、給食センターそのものを災害の炊出しには使用することは考えてないと答えていると思います。

実際の災害のとき、例えば地震ですけども、南海トラフと菊川断層の地震で都市ガスがどの程度の影響があるか、今回市で事務事業継続計画を作っています。その中の表に県の災害の資料が出ていたんですが、都市ガスの関係の被災状況で、山陽小野田市内の被災はゼロになっています。ということは、南海トラフ、菊川断層の大きな地震があっても都市ガスは大丈夫であるという資料も出ていますので、災害時にはガスの供給は大丈夫だろうと考えています。

下瀬俊夫委員 この職員の人数に駐車場は対応しているのかどうか。それから、一般の市民の駐車場が18ぐらいですか、対応できるのかどうか。

石田学校教育課主幹 駐車場ですが、敷地内に34台駐車できるスペースがありますが、全職員が駐車することはできません。それで、隣の市雇用促進、旧ポリテクセンターですが、そちらに駐車場の整備をする計画がありますので、そちらで駐車場を整備して、現状より多く駐車できるようになりますが、商工労働課と話をしています。

下瀬俊夫委員 職員の人数と、この敷地内に何台職員対応の駐車場があるのか。

石田学校教育課主幹 34台が職員駐車場。ただ、来客者がありますので、多少空けて、ポリテクセンター用地側に駐車するという考えです。

下瀬俊夫委員 職員数を聞いているんですよ。

石田学校教育課主幹 職員数は40名です。

下瀬俊夫委員 ポリテクセンターのほうに職員は何人ぐらい置くようになっているんですか。

伊藤實委員長 今、調べているので、無理ですよ。ほかの質問。

下瀬俊夫委員 水害時の対応ですね。かさ上げをして、少々水が出ても大丈夫だという話がありましたが、ここは道路が水没するんじゃないんですか。そのときにどういう対応をされるのか。そのときには閉鎖になるんですか。

石田学校教育課主幹 道路が水没し、車が通れない状況だと食材の搬入もでき

ませんし、配送もできないということで、給食センターの稼働はできないという状況になります。そのときは、弁当対応をしていただくしかないと考えています。

下瀬俊夫委員 この道路が時折水没するのでどうするのかって、そのときになって考えますっていうのでは、駄目です。だから、ここに持ってくることに對して異論があったわけですよ。今になって考えるのではなくて、その問題はきちんと考えておかないといけないわけでしょ。突然の豪雨の場合もあるわけですから、家から弁当持ってくる暇がなかったらどうするんですか。そのときは抜きですか。

今本教育部長 何時にどうなるかということで、随分変わってくると思います。また、全市的なのか、部分的なのかということも考えられますので、一概に道路が水没したら、全部弁当ですよということではなく、そのときの市内の豪雨の状況、それから水につかっている状況を考えながら、どういう対応をしていくのか。そのときの時間によっても違うし、被害状況によっても変わってくると思いますので、一概にはお答えできないと思っています。ただ、基本的には分かっているならば、弁当をお願いするし、分からなければ弁当なしで午前中に帰らせるとか、いろんな対応が考えられると思います。

下瀬俊夫委員 例の厚狭川大水害の前日、あそこが水没したんですよ。実は、あのときは厚狭のほうはほとんど降ってなかった。小野田だけが水没したんです。そういう事態もありますから、雨によっては道路が冠水するんだという対応策については、きちんとしないといけない。でないと子供が迷惑します。これが第1点です。2点目は、ここは狭いということで配送車をどう運用するか当初から議論になっていました。一方通行にするというのは一つの案かなと思いますが、ただ、気になったのは、上の図で、水色の部分、左側が配送ということになっていますよね。その上、紫の部分で、ここで回収となっているでしょ。全体の流れからして、配送をこのように持っていかなきゃいけなかったのかが気になって、回収の部分が配送のほうがいいんじゃないかなと思ったんですが、これは流れからしても、これしかないんでしょうか。

石田学校教育課主幹 配送のほうを回収にして、回収のほうを配送にするということですが、基本的には、右から左側に食材の下処理から調理から配送に流れていきますので、この横長の長方形になっていますので、右か

ら左に流れて行き、回収はやはり北から南という流れが、この建物の形状、敷地の形状からはよろしいと考えています。

伊藤實委員長 今の意見は、要するに厨房メーカーが設計するわけだから、どうのこうのにならないわけよ。そう答えればすぐ終わる。要は設計の段階で、調理機器の設置の流れによって、業者がそれを考えてやっているわけだから、そういう流れって言えば。

笹木慶之委員 関連としてですが、最近パン屋が1件辞められたんでしょ。そのことに対して、給食センターの今後の運営について全く関係ありませんか。

石田学校教育課主幹 給食センターの運営としては、特に支障はないと考えています。

岡山明委員 設計しているということですけど、2階のほうからアレルギー室も見られない、2階からの見学の窓が限られているんですけど、どうにかできないんですか、もうちょっと増やすというのは。図面を見ても、小学生が10人も20人ものぞけるような感じじゃないと思うんですね。県下一のアレルギー対応するという場所が見えるかどうか、もうちょっとセンターの内容が見られるような、見学に来て、さすがに県下ナンバー1のアレルギー対応されている山陽小野田市だなという、そういう部分をアピールするために見える施設というか、それを進めてほしい、改良してほしいなと思うんですが、いかがですか。

石田学校教育課主幹 建物の設計上、調理場がのぞけるような形にはできないというのが一つと、アレルギー調理室というのは、個人個人の詳細献立の紙を置いて、その子だけのアレルギー調理をするわけですので、一般の方が見られるような状況は、余り好ましくないのではないかなど。もし、その中を見せたいというのであれば、ビデオ録画にして、見ていただくという方式がいいのではないかと考えています。

伊藤實委員長 よろしいですか。それでは、給食センターについての質疑を終わります。ここで職員の入替えのため、休憩に入ります。15分から再開をします。

---

午後 2 時 3 分休憩

---

---

午後 2 時 1 4 分再開

---

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。3 款民生費、新規事業の厚狭地区介護施設整備補助事業の説明をお願いします。

塚本高齢福祉課主幹 それでは、厚狭地区介護施設整備補助事業について説明します。資料の 3 ページ、厚狭地区介護施設整備補助事業は、第 6 期山陽小野田市高齢者福祉計画に基づく施設整備計画の事業です。平成 27 年度から 29 年度を期間とした第 6 期山陽小野田市高齢者福祉計画の中で、日常生活圏域ごとの高齢者数や認定者数、施設整備状況、利用者ニーズ等を考慮し、施設整備計画を立てました。まず、第 5 期中の平成 25 年度に厚狭地区へ整備を計画していた認知症対応型共同生活介護施設、介護予防認知症対応型共同生活介護施設、いわゆる認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護施設を引き続き厚狭地区に、また、在宅生活が困難な人の地域生活を継続して支援するため、地域密着型介護老人福祉施設を同じく厚狭地区に整備することとしました。今年度、整備事業者を公募した施設は、3 施設、2 か所です。地域密着型介護老人福祉施設は、居宅に近いような居住環境の中でケアを行うことが可能な個室ユニット型、定員 29 人の特別養護老人ホームです。また、同一法人が運営するおおむね 20 分以内で移動可能な場所に位置する特別養護老人ホーム等を本体施設として支援を得るサテライト型を可能としました。次に認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護施設を併設した施設です。認知症状態の高齢者が介護スタッフの支援を受けながら少人数で共同生活をする認知症高齢者グループホームは、1 ユニット 9 人とし、この度は 2 ユニット、定員 18 人です。これに併設して、通いを中心として必要に応じて訪問看護、宿泊を組み合わせたサービスを提供する看護小規模多機能型居宅介護施設は定員 25 人で、そのうち宿泊定員は 9 人です。この 2 か所の募集に対し、それぞれ 2 事業者から応募がありました。山陽小野田市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する要領第 10 条 2 項により、高齢者保健福祉推進会議の委員の皆様を選定審査を行っていただき、特別養護老人ホームについては、社会福祉法人山陽福祉会、認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護施設を併設した施設については、社会福祉法人健仁会が整備事業者を選定されました。市としては、両法人とも市内で介護施設の事業実績があり、

適正に事業が運営できると判断し、整備了承をしました。開設予定地は、特別養護老人ホームは、不二輸送機ホールの近く、山陽小野田市大字郡1775番1に、資料4ページに移り、認知症高齢者グループホームと看護小規模多機能型居宅介護施設を併設した施設は、山陽小野田市大字厚狭字埴生田498番1に開設予定です。本事業は、この選定された事業者に対し、補助金を交付するものです。予算書141ページの3款1項3目高齢福祉費19節に介護施設等整備補助金1億8,783万円と、介護施設等開設準備経費補助金3,477万6,000円の合計2億2,260万6,000円を計上しています。補助金額は、山口県の交付要綱に基づき、資料4ページのとおり算出した額で、財源は、医療介護総合確保推進法に基づき、平成27年度に山口県が創設された地域医療介護総合確保基金を原資とする山口県介護施設等整備補助金と山口県介護施設等開設準備経費補助金を全額充当します。歳入については、予算書43ページに、15款県支出金2目民生費県補助金に同額を計上しています。今後の予定は、今月下旬に整備計画について地域包括支援センター運営協議会を開催し、意見をいただきます。来年度に入り、着工、来年度中に施設が完成する見込みです。指定手続を経て、平成29年度早期、遅くとも10月までには開設していただきたいと考えています。資料1ページ、市全体の施設数は、平成29年度に3施設が開設しますと、地域密着型介護老人福祉施設が1施設、認知症高齢者グループホームが10施設、看護小規模多機能型居宅介護施設が2施設になる予定です。

伊藤實委員長 民福のほうから報告をお願いします。

下瀬俊夫委員 先ほどの報告の中で山陽福社会とありましたが、これは、埴生のサンライフ山陽です。これが駅前に造るということですが、中心的には、現在の特養の待機者が155人となっています。ただ、自宅待機が現在51人ということで、高千帆地区に40床の特定入居者生活介護施設ができていますので、大体これに対応できるのではないかと。残りの部分は、現在、老健とかグループホームに入っているということで、ただ、今後もこれが増えていくので計画的には整備していききたいというのが基本的なスタンスです。

伊藤實委員長 それでは、質疑に移ります。

矢田松夫委員 建設地、特に老健の建設地ですが、コンパクトなまちづくりの中での一環として、建設地に高齢福祉課が関与できるのかどうなのか、



あるいはできたのかどうなのか、これをお答えできますか。もう少し砕いて言うと、特に今回の建設地については、私有地を購入された、建てる側がですね。そのときにもっと庁内で話をして、コンパクトなまちづくりをするのであれば、福祉とか、保健、その他福祉施設一体型のコンパクトなまちづくりを目指すならば、こういう土地もありますよとか、こういうところへ建ててはどうかという庁内での連絡体制ができなかったのか。特にこの敷地は、5,400平米あって、厚狭複合施設の2分の1ぐらいの大きな土地なんですよね。こういうまちづくりの一環として、この介護施設をなぜ造らなかったのか、そういう指導ができなかったのかをお答え願いたい。

吉岡高齢福祉課長 山陽福祉会が建設する土地の予定地ですけれども、この土地の選定においては、山陽福祉会が選定したところです。したがって、コンパクトなまちづくりに関しては、高齢福祉課としては関与といたしませんか、その辺りはしていません。また庁内でもそういった議論というか、協議もしていないところです。

伊藤実委員長 なければ、次の2番、厚狭陶好会館整備事業について説明をお願いします。

塚本高齢福祉課主幹 厚狭陶好会館整備事業について説明します。資料の5ページ、厚狭陶好会館整備事業は、複合施設完成に伴い、厚狭公民館とともに解体される老人福祉作業所を別の場所に整備し、高齢者が生きがいを持って活動できるように引き続き支援するものです。資料9ページ、9月議会終了後、複合施設周辺の市有地について調査を行い、整備地について再検討しました。4つの候補地についてそれぞれ検討した結果、山陽勤労青少年ホームの線路側駐車場内に整備することとしました。次に7ページ、整備予定地の駐車場内に既存の車庫があります。この一部を倉庫として使用するため、車庫に近い場所に作業所とトイレを新築したいと考えています。予算については、予算書の141ページの3款1項3目高齢福祉費11節需用費、12節役務費、13節委託料、15節工事請負費、19節負担金及び交付金にそれぞれ計上しています。整備費用の内訳は、資料のとおり合計1,088万円です。これに活動再開後の光熱水費等の維持費5万1,000円を合わせ1,093万1,000円を予算計上しています。資料8ページ、整備スケジュールは、来年度、実施設計、建築確認を経て、工期は2か月の予定で、10月には活動が再開できる見込みです。作業所は、現在と同じ規模で、屋内の配置につ

いては、外にあった流し台を屋内に入れる以外は、現在と同じ配置を予定しています。

下瀬俊夫委員 これも所管事務調査が行われました。勤労青少年ホームの倉庫を利用してはどうかという意見がもともとあったんですが、かなり古いということもあって、駐車場に建てると1,000万円掛かるということになりました。問題は、17名の高齢者の寝太郎窯陶好会、これが月1回程度しか使用しないのに1,000万円掛けるというのはいかなものかという議論がありました。これに対して、ここは厚狭公民館のいわゆる教室利用者が利用するというので、平成25年が84回の講座で延べ420人が参加したとかで公民館の利用者も利用しているんだという話があったわけです。それからもう1点は、トイレを併設しているんですね。勤労青少年ホームのトイレが活用できないかという議論があって、間に実は市道が通っている。それを横切っていくのはなかなか安全性もあって、トイレを別個に作るんだということになったようです。

伊藤實委員長 それでは質疑に入ります。

矢田松夫委員 どの窯も、密閉して小屋を建てて窯を炊くというところはほとんどないですよ。目出のところの昔の窯も見たら分かるように、ほとんど吹き抜けになっているんですよ。それを周りを囲って、陶芸教室を開くということで、非常に無駄なお金を使うということで、現在の車庫を少し改築して、窯が入る高さまで改修をすることによって十分使えるということなんです。さらにトイレも、厚狭の陶芸クラブがやっているのが、月に15日か20日。その使用頻度の中で、勤労会館の便所を使わなくて新たに作るということで、非常に無駄なお金を使うということでもありますので、設置すること、移転することも問題ないんですが、事業費については再検討してほしいということで、身の丈に応じた建物ですね、改修することによって十分使えるんじゃないかなと思っています。それから二つ目は、今団体が二つあります。貴船町にあるクラブと現在の厚狭陶芸クラブ、是非とも二つを一つにするという努力をしてほしいということです。答えがありますか。

吉岡高齢福祉課長 月に焼くのは2日、2回です。1回目が素焼き、そして素焼きが終わった後にうわ薬をその器に塗っていきます。そのうわ薬が乾いた数日後に本焼きをします。利用の実績ですけども、今申請されている団体については17名の登録ですが、平均して日に3、4人は使われ

ているということを聞いています。それで月に2回焼いているということです。それと、建物の件ですが、小野田地区のほうにも楽和園という陶芸の建物がありますが、こちらは窯は別棟で、密閉された建物ではありません。窯だけですので、風通しのよい感じですが。ただし、実際、作業をされるのはまた別の建物があります。そちらのほうは新しい建物ではありませんけども、しっかり密封された暖の取れるような建物で作業しています。資料に建物の図面も載っていますけども、今回提案しているものについては、その中で窯を焼くだけのものではなく、作業もするというのがメインですので、そちらのほうも考慮して作業環境がよいということで、こちらの建物にしたところですが。現在の陶好会館は、昭和54年にできて、かなりの年数がたっているところですが、新しいものについても今後30年、40年と使っていきたいと考えていますので、そちらのほうも御考慮いただければと考えています。2点目です。二つの団体についてですが、以前、現在の陶好会館が取壊しにより移設するという話があったときに、もう一つの団体に一緒にできないかという働き掛けはしています。ただそのときはちょっと難しいということで、その段階では断念をしていますが、あくまでもこの二つについては任意の団体ということですので、こちらから一緒になりなさいという強制はなかなか難しいとは思いますが、この陶好会館については申請をすれば、利用できるということになっていますので、もう一つの団体が申請をすればその利用を拒むものはできないと考えています。

笹木慶之委員 確認ですが、7ページの整備費の中で設計委託料があるでしょ、これ自前では設計できないんですか。

塚本高齢福祉課主幹 建築住宅課と協議しましたが、今の段階では難しいということで、委託料で上げています。

笹木慶之委員 できるだけ内部努力をして、内部でできることは内部で行うという最善の努力をしてもらいたいと思います。

伊藤實委員長 利用者の意見を聞かれて、このような配置になったんですか。

塚本高齢福祉課主幹 今と同じ場所、配置でということで、窯のほうは消防のほうでいろいろ規定、壁から何メートル離れていないといけないとか、そういうのがあり、窯の位置については今2基ありますので、どうしても同じ大きさの作業所に入れようとすると同じ配置でないと配置できな

いということで、意見は伺っていませんが、今までと同じように使っていただくという考えです。

伊藤實委員長　そこなんですよ。今満足しているんだったらいいけど、造り替えるんだったらいろいろ意見を聞いて、こうしたほうが使い勝手がいいとか現場の声を聞かないで、同じでいいという、そこがまた苦情が出るわけですよ。

塚本高齢福祉課主幹　実は、厚狭陶好会館については、9月議会で補正で上げたんですが、残念ながらゼロ予算になってしまったということで、その後会員の皆さんに議会だよりを持って伺い、こういう結果になりましたということで報告したんですが、その中でまず何より議決をいただかないことには活動が継続できないということです。議決をいただいた後、実施設計に入る前に皆さんとお話をして意見を伺いたいと思います。

伊藤實委員長　今予算審査なんです。もう予算が決まってしまうとそうなるわけであって、本来であればいろんな意見を聞いた中で、こういう設計にするとか、窯をこの中に入れるってすごく無理があるんですよ。消防法で2メートル以上とか、この二つが隣接していると相当な熱があるわけですよ。何かあったときに大変なことになるんですよ。屋外に置いておけば、それだけの被害がないかも分からないんだけど、やはり火を使うものですから、どうなるかわからない。そういうことも含めて、まず利用者の意見を聞いて、それを聞いた中のこれと思ったんだけど。作業台しかないけど、高齢者の人がされるので、少し休憩してお茶を飲むようなスペースも必要じゃないかと思うわけ。だけどそんなもの必要ないという考えなのか、やはり高齢者の人に趣味を生かしてやってもらうという施設であれば、より使い勝手のいい施設にすべき。そこに利用者の意見を聞いてこうですよというなら分かるんだけど、外にあった流しを中に入れたという説明だけど、これが果たして1槽なのか2槽なのか、どういう作業で使うか承知されていますか。

塚本高齢福祉課主幹　流し台は、今の流し台をそのまま中に入れます。

伊藤實委員長　いやいや、もう古い設備なので当時とは違うわけでしょ。同じお金を使うのであれば、そして30年後とかも使うんでしょ。それであるのであればちゃんと意見を聞いて、30年間使って使いやすくなったねって、同じ造るならそうしたらどうかということを行っているわけで

す。

塚本高齢福祉課主幹 作業台とか棚、ろくろ等がありますけども、これは移動可能ですので、設置については利用者の意見を聞きながら、十分使いやすい環境にしたいと考えています。

伊藤實委員長 だから先に聞いてね、要するに移動は可能かも分からないけど、何でそれを聞いてからこうやって上がってこないのかと指摘をしているわけよ。やっぱここをすごく大事にしてもらいたいんです。ほかに。「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。それでは、次の3番の事業についてお願いします。

川崎こども福祉課長 それでは、11ページ、子育て総合支援センター整備事業について説明します。近年、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、また、就労形態の多様化等により、育児の孤立化や子育ての不安、負担感の増加が課題となっており、地方創生の観点からも、社会全体で子育て支援に取り組むことが求められています。この事業は、これらの子育てを取り巻く現代の課題に対応するため、妊娠期から子育て期までの相談支援をワンストップで提供し、子育て世代が主役となる拠点、子育て総合支援センターを整備しようとするものです。事業の実施に当たり、基本構想を策定しており、別に資料として添付しています。基本構想について簡単に説明します。まず、2ページから6ページ、ここには、第1章子供や家族を取り巻く状況、課題として、本市の人口減少の予測や出生数の減少等のデータを記しています。次に、5ページ、6ページは、25年度に実施したニーズ調査から抜粋したのですが、子育て世代から見た、本市の子育て支援策に対する意見として、親子で安心して遊べる場所についての満足度が低く、また、これに対する重要度が高いという結果が出ています。このようなことから、本市の課題としては、地域とのつながりの希薄化や共働き世帯の増加等による子育ての孤立感や負担感に加えて、親子で安心して遊べる場所が少ないといったことが上げられ、子育てしやすい環境、子育て世代が安心して交流できる場所の整備が必要となっています。7ページからは、第2章、施設整備に向けた基本的な考え方を記しています。この事業の基本方針としては、子育て総合支援センターを整備することにより、子育て機能の強化を図り、子育てしやすい環境を整備し、子育て世代を中心とした定住人口の増加等を目指すものです。また、母子保健機能と子育て支援機能を集約することで、妊娠期から子育て期までの相談支援のワンストップ

化を図るとともに、子どもが安全に過ごすことのできる居場所づくりや保護者同士の交流促進を図り、子育て支援の一端を担いつつ、市全体の支援体制の拠点として整備し、子育ての不安や負担を解消し、子育て世代が生き生きとできる、活気あるまちづくりにつなげていこうとするものです。具体的には、次にあるとおり五つの機能を配置します。一つは、地域子育て支援拠点事業で、現在市内に5か所の地域子育て支援センターを配置していますが、これらの連携を図る中心的な拠点施設として、プレイスペースやキッズキッチン等の設備を設け、子育て世代の交流促進、乳幼児期からの食育推進を図ります。二つ目は、利用者支援事業基本型、これは今年度から開始した子育てコンシェルジュですが、身近な相談窓口として、子育ての相談や情報提供等を行います。三つ目は、8ページになりますが、ファミリーサポートセンター事業、現在本庁内で実施している子育ての相互援助活動の受付窓口をセンターに移し、事業の促進を図ります。四つ目は、利用者支援事業母子保健型で、28年度に保健センター内に設置予定の子育て世代包括支援センターを配置し、保健師等が専門的な立場で母子の総合的支援を行います。五つ目は、母子保健事業の実施、現在小野田保健センターで実施している幼児健康診査やマタニティスクール等の母子保健事業を実施します。これらの五つの機能を一つの施設で行うことにより、各事業がより綿密で柔軟な連携を図り、妊娠期から子育て期までワンストップで総合的なきめ細やかな子育て支援を推進するものです。次に、第3章、設置場所についてですが、これについては、小野田駅北側の旧労働基準監督署を購入し、改修する予定です。ここに選定した理由としては、市の中間的な位置にあることや、駅や主要道路に近く、交通の便がある程度よく、先に説明した事業を運営するために必要な面積があり、施設設備費用も低コストで早期に実現できるという点から選定しました。10、11ページ、第4章以降は、管理運営についてで、利用者のニーズや関係機関との連携に配慮しながら、具体的な運営方法や開館日時等は今後検討していきます。また、子育て関連機関や子育てサークル等との連携を図り、子育てに関するネットワークの核として、情報の集約や発信等を行う役割も担っていきます。整備スケジュールは、28年度に財産の取得に係る議会の議決をいただいた後に、土地、建物を購入し、改修実施設計、機械設備点検を行い、29年度に改修工事、備品購入等を経て、30年度の供用開始を予定しています。以上、この基本構想に沿って事業を進めていきます。予算審査資料の11ページ、この事業の活動指標として、来館者数と講座、健診等の開催回数を上げています。目標値は、健診やキッズキッチン等の各種講座への参加者、コンシェルジュや母子保健等の相談、

プレイスペースでのくつろぎや交流等に訪れる来館者などを現在のところ、年間5,800人程度、講座等の開催は230回程度を見込んでいますが、これら講座や運営方法等の具体的なものについては、28年度以降にしっかり検討していく予定ですので、現在の大まかな目標値として上げているところです。12ページ、事業費については、28年度は、施設の機械設備点検調査のための電気料10万円と調査委託料50万円、改修工事实施設設計委託料300万円、用地・家屋等購入費8,026万6,000円で、合計8,386万6,000円としています。財源は、地方債7,490万円を充て、残りは一般財源です。

下瀬俊夫委員 民福から報告します。これは新しい事業で、議会からの政策提言にも載っています。ということで、積極的にこれを活用していくということが今後の課題だと思います。2点ほどあります。1点は、議会提言は、大型ショッピングセンターでの支援センターの開設を求めています。ところが、ショッピングセンターでは会場そのものが大変手狭で、市の考えている計画はなかなか対応できないということになって、場所は、旧労基署を購入して開設するという事になったわけです。問題は、この支援センターを利用する動機付けの問題ですね。私たちは、ショッピングセンターに行ったついでに、子供の相談とか子供を預けるとかという、そういうことが大事じゃないかという観点でいしましたが、小野田駅の北側に孤立して設置するという事について、ここに親の足を向けさせる動機付けをどうするか、これが大きな課題だということになりました。それともう一つは、せっかくなのでいい施設を造るわけですから、行政側の対応も、やはり総合窓口の方向が必要ではないかという、この2点ぐらいが指摘されました。

伊藤實委員長 それでは、今の子育て総合支援センター整備事業についての質疑を受けます。

中村博行委員 コンシェルジュについて、今精力的にされていると思うんですけども、この選任、公募か何か、その辺りを教えてください。

川崎こども福祉課長 コンシェルジュは昨年公募して、2名の応募がありました。そして、書類と面接審査で今の1名の方を決定しました。

中村博行委員 この事業は、当然総合支援センターができるということで、コンシェルジュはずっと継続されるという認識でよろしいでしょうか。

川崎こども福祉課長 継続して事業は実施する予定です。来年度についても、今予算で上げています。来年度は本庁に今までどおり配置し、センターができた30年度にはセンターの中にコンシェルジュを配置して、そちらで身近な相談窓口としての活動をする予定にしています。

矢田松夫委員 今の関連ですけれど、任期は3月末になっていますが、雇用継続、新年度もあり得るということですか。

川崎こども福祉課長 今年度は、地方創生先行型の事業として、12月から3月までの委託ということで実施しました。来年度は、子ども子育て支援新制度による利用者支援事業と位置付けて、今度、非常勤職員という形で、活動内容としては今までと変わりはありません。来年度もそれで実施をする予定にしています。

河野朋子委員 機能の1番目に上げてある子育て支援拠点事業ですよ。これまで五つの保育所で子育て支援センターを実施してきたわけですが、この連携を図る中心的、総合的な拠点であると書いてあるんですけど、具体的にどういったことをするのがよく分からないので、説明をお願いします。

川崎こども福祉課長 今、市内5か所に委託して、それぞれの委託箇所で実施してもらっています。今後も、今までどおり継続して実施していただく予定にしています。30年度から開所するセンターは、新しく地域子育て支援拠点施設が一つ増えることになるんですけども、市が実施するというので、全体の連携を図る拠点という考えで、新たに交流のできる場、市民からすれば、新たな交流のできる場としては増えると考えられると思います。今、五つの支援センターの連絡調整会議を年に1回、こども福祉課の職員が入ってやっているんですが、センターができたときには、そこでできれば年に数回行いながら、各施設の状況把握や情報共有なども行いながら、それぞれの事業の向上を目指していければいいなと思っています。

笹木慶之委員 資料の12ページ、用地家屋購入費8,026万6,000円と上がっていますが、これは多分競売に掛けられたというか、その辺りの金額と思うんですが、公が買う場合には随分安くなると思うんですが、それはどのような想定していますか。



河口こども福祉課主幹 今回の質問ですが、言われたとおり競売で提示された金額です。財務事務所にも話を伺いながら、今調整をしていますが、財務事務所としても、基本的な取扱いを持っていますので、それにのっとって行うということになります。事業の内容、何に使うかということ等も含めて、どれだけ減額になるかということが決まると言われていますので、それを協議しているところです。

笹木慶之委員 相手があることですから、できるだけ交渉力を働かせて、安く手に入れるように努力してもらいたいと思います。

河野朋子委員 五つの支援センターがあって、新たにできるということであれば、五つのセンターの連携とか、コンシェルジュも新たに設置したので、そういったところに力を入れてほしいと思うんですけど、イメージとしたら、親子で遊べる場所が少ないという市民ニーズに応えるような場所、先ほどの設計図にもありましたけど、プレイスペースというのがあるんですが、ここは自由に行って自由に遊べるという感覚ですか。

川崎こども福祉課長 構想の中では、開館している時間は、自由に行って自由に遊んでということを考えています。その中で自由に遊ぶ中で、コンシェルジュもいるし、包括支援センターの保健師もいるというところで、いろいろな相談が身近にできるということを考えています。

河野朋子委員 そうなると、五つの保育園などでされているのは、多分そういった自由に行って自由に遊ぶというところじゃないですね。時間が区切られていて、ほとんどイベント的な感じでお膳立てされたところに行って、その時間だけ過ごして帰るというような支援センターの活動だと思うんですけど、こちらはいつでも行けるという形になるわけですね。

川崎こども福祉課長 全く同じかというのと、違うのかもしれないんですが、具体的な運営方法等については、来年しっかり詰めていきたいと思っています。基本的には、提案をいろいろいただく中で、下関市のふくふく館、あれと同等の施設ではもちろんないんですけども、あそこのプレイスペースのように、いつ行ってもそこでくつろげることができるようにしたいと思っています。また、民福の委員会からもありましたように、相談支援のワンストップというところが目的ですが、いろいろな子育て世代への講座等も開催していきたいと思っていますので、ただ来て、

いつでも遊べるよというだけではなくて、子育て世代を対象としたいろいろなイベント等も考えていきたいと思っています。その一つには、未就学児の食育推進、キッズキッチンの設備も構想の中にありますので、そういった未就学児の食育推進に関する講座の開催も考えています。

河野朋子委員 下関のふくふくこども館ですか、あれはこの辺りからもわざわざ行かれる方がたくさんいるし、市内にそういった施設があったらという声はたくさん聞くんですけど、そういった施設の利用者のことを考えたら、いつでも気軽に若い人が行ける、そういった条件作りを、とかく休館日とかはお役所的な設定がされがちですけど、そういったところは、こういう施設については、いつでも自由に行けるというところをコンセプトに進めていっていただきたいということをお願いします。

川崎こども福祉課長 開催日時等は来年度になってからですが、今のところ、できれば土曜、日曜は開館したいと考えています。平日を1日閉館ぐらいかなという構想でいます。開館時間等についても、市内5か所ある地域子育て支援センターに来られる方とか、子育て世代の方を対象に、ニーズ、アンケートを今から取りたいとも思っています。それを来年度の実施設設計等に反映できればなと考えています。

伊藤實委員長 それでは、次、子ども医療費助成事業について。

河口こども福祉課主幹 子ども医療費助成拡充事業について説明します。資料13ページの事務事業調書、子ども医療助成については、平成26年8月診療分から小学1年生から小学3年生までの児童を持つ世帯で、児童の父母の市民税所得割の合計が13万6,700円以下の世帯について、保険適用医療費のうち、自己負担分の3割分のうちの1割を助成してきました。平成28年度から市議会の附帯決議の提言等や子育て支援、地方創生における少子化対策の定住人口の増、転入促進のために子ども医療費助成制度を拡充する必要があると考え、中学3年生卒業までの対象児童を拡充することにより、子育て世代に係る医療費負担の更なる軽減を図ります。所得制限と助成の割合は従前のおりで、開始時期は8月診療分からです。評価項目については、妥当、有効と評価しています。事務費として、消耗品費、受給者証等の印刷製本、郵送料、国保連合会に支払う資格審査手数料が必要であり、また、平成28年については、拡充のためのシステム改修費用が必要となります。扶助費としては、子ども医療費助成分の拡充分として、1,292万9,000円を見込んで

います。これについては、資料15ページ、平成27年10月時点で見込んでいます。27年度決算見込みとして、受給者数は950人、助成件数は1万3,775件、1人当たりの助成額として646円と見込んでいます。今回の拡充としては、小学1年生から中学3年生までの児童数を教育委員会からデータにより約5,000人とし、受給者はこの7割程度、この7割は、今まで実施してきた乳幼児医療助成対象数や子ども医療助成対象者数の実績に基づくもので、5,000人の7割の3,500人、950人が3,500人増加することから、助成件数も同倍率で増えるものとして、約5万700件、増額件数は3万6,925件となります。半年間の拡充ですので、その2分の1、1万8,470件となり、1件当たりの助成額については、現在実施している近隣の市の情報を医療圏も同じということで参考にして700円とし、拡充分の子ども医療費助成を1,292万9,000円としています。財源については、高額医療費と一般財源です。

伊藤實委員長 それでは、質疑に入ります。

下瀬俊夫委員 企画の評価と原課の評価が全然違うんですね。企画は、これをやりたくないんですか。

川地総合政策部次長 決してやりたくないわけではありません。マニュアルに従って3点という評価をしています。

伊藤實委員長 それでは、評価で類似事業の存在がなしとなっているんだけど、これはどういう評価、ほかのところは高校までとか、いろいろ負担額も違うじゃない。

杉山企画課企画係長 子ども医療費について、本市の同じ対象者に対する子ども医療費の助成というのがないので、類似事業はなしという判断にしています。

下瀬俊夫委員 所得制限があるわけですが、対象者は何人ですか。

河口こども福祉課主幹 全部で5,000人、その7割が対象者で、3割が非該当ということで考えています。

伊藤實委員長 ほかに。よろしいですか。それでは、次の乳幼児医療の助成拡

充。

河口こども福祉課主幹 乳幼児医療費助成拡充事業について説明します。資料17ページの事務事業調書、乳幼児医療助成制度については、平成27年度までは未就学児童のいる世帯で、児童の父母の市民税所得割の合計が13万6,700円以下である世帯の保険適用医療費の自己負担分の全額を助成してきました。平成28年度からは、所得制限を撤廃し、未就学児童のいる世帯で市民税所得割の合計が13万6,700円超えの世帯についても、保険適用医療費の自己負担分の全額を助成することにより、未就学児を持つ全ての子育て世代の医療費負担を解消することになります。開始時期は、子ども医療費助成と同様、8月診療分からです。評価事項については、妥当、有効と評価しています。事務費として、消耗品費、受給者証の印刷製本、郵送料、国保連合会に支払う資格審査手数料が必要であり、こちらの拡充のためのシステム改修が必要です。扶助費として、乳幼児医療助成の拡充分として、2,134万5,000円を見込んでいます。これについては、資料19ページ、平成27年1月時点で見込んでおり、過去の実績に基づく受給者件数として、受給者数を2,500人、助成件数は4万9,000件、1人当たりの助成額として1,980円と見込んでいます。今回の拡充として、未就学児の全児童数を住民基本台帳から約3,600人とし、2,500人が3,600人に増加するということから、助成件数も同倍率で増えるものとして、7万560件となります。増加件数は2万1,560件となります。半年間の拡充ですので、その2分の1である1万780件となります。1件当たりの助成額については、従前の額と同額の1,980円として算出します。拡充部分の乳幼児医療助成を2,134万5,000円として、財源については、高額医療療養費及び一般財源となります。

伊藤實委員長 それでは、質疑に入ります。

下瀬俊夫委員 これまでの行政の政策からすれば、確かに議会の提言も受けて前進ではあるんですが、よそはどんどん進んでいるわけです。そういう点では、小学校卒業するまで全額負担みたいな状況が当たり前になってきているので、確かに未就学の対象児童が全額無料という、これは一歩前進だとは思いますが、今後の問題点、確かに財政負担も出てきますので、簡単にそれをどうするという事はなかなか言えないかもしれないけど、財政担当も含めて答弁いただければと思っていますが、いかがでしょうか。

川地総合政策部次長 この件に関しては、地方創生の中でも非常に主要な事業と捉えています。ただ、今回の財源については、実は、地方交付税で地方創生関係は2億円程度入っています。また、消費税の関係、これが最近10%がどうなるかというのがありますし、この辺を見込んでどうなるか。さらには、うちの市の場合は、医療費の関係で一般財源にちょっと影響してくることもありますので、基本的には、子ども子育ての支援ということで重要視していますので、今後更に充実していきたいという思いはありますが、最終的には財政収支の関係でどこまでやるかというのが、非常に慎重に審議せざるを得ない事業ではないかと考えています。

伊藤實委員長 このことは議会も政策提言をしているので、すぐ結果は出ないかもしれませんが、人口減に歯止め、さらには増やそうと思えば、ここが地域間競争の差別化となるわけですから、やはり財源は要るんだけど、先行投資、そういう部分のことも考えないといけないと思いますので、その辺は執行部のほうで前向きに検討してほしいと思います。それでは、次の事業、地域型保育事業運営支援事業について、お願いします。

川崎こども福祉課長 それでは、21ページ、地域型保育事業運営支援事業について説明します。地域型保育事業とは、今年度から施行された子ども子育て支援新制度において新たに設定された事業で、3歳未満児を中心とした保育の需要に対応するとともに、地域の実情に応じた多様な保育を比較的小規模な単位できめ細やかに提供することにより、心身ともに健やかな児童を育成することを目的とした市の認可事業です。23ページ、この地域型保育事業には、そこにあるとおり四つの型があり、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育と、それぞれ定員や事業の実施方法等に違いがあります。このうちの小規模保育について、28年度から事業を実施したいと二つの事業所から申出がありました。現在、市内にはゼロ歳から2歳の待機児童が生じており、来年度も乳児の保育需要は多いことが予測され、これに対応するために事業所の整備は必要であると判断しました。24ページ、小規模保育事業を実施するには、市が条例で定める基準に適合しているかを審査し、市が認可する必要があります。主な認可基準は、その表にあるとおりですが、小規模保育事業には、A、B、C、三つの型があり、これらの大きな違いは、職員の資格の欄、A型は保育に関わる職員全て保育士資格が必要であり、B型は保育士2分の1以上、C型は保育士と同等以上の経験等を有する

者となっています。25ページに、申請のあった二つの事業所の概要を上げています。2か所ともA型での事業を予定しており、上の段は、プティット小野田保育園で、当初、定員は18名の予定でしたが、その後、施設面積等から定員17人での事業実施の予定です。下の段は、こぐま保育園で、定員15人の予定です。また、小規模保育事業所は、連携施設を設定することが必要であり、これは通常の保育内容の支援や3歳未満を対象とした施設であることから、3歳になって卒園後の受け皿の役割を担う幼稚園又は保育所を定めるといものですが、これについては経過措置があり、新制度開始後5年後までに設定すればよいこととなっています。この二つの事業所は、いずれも市が定める必要な基準を満たしており、28年4月1日で認可を予定しています。21ページ、この事業の活動指標は地域型保育事業所数とし、28年度の目標は2か所、29年度以降は待機児童の状況等により現段階では不明確ですので、同じく2か所としています。22ページ、事業費は、国が示す公定価格により算出した運営費から利用者が直接各園に支払う保育料費を引いた額を、運営費負担金として支給するもので、2事業所合わせて7,538万3,000円の見込みです。財源内訳は、国が2分の1、県4分の1の負担割合となっています。

伊藤實委員長　それでは質疑を受けます。

河野朋子委員　この2か所の場所について教えてください。

川崎こども福祉課長　まず、プティット小野田保育園は、現在、認可外保育所としてプティット小野田ルームで運営していますが、小野田インターの手前、昔、岩盤浴があったところを改修して、実施されています。もう一つのこぐま保育園は、これも現在認可外保育所で実施しています有帆緑地の近辺にあるものです。今回の小規模保育は、今の認可外保育所が移行するのではなくて、それに併設として小規模保育を新たに新設ということです。

下瀬俊夫委員　問題は、待機児童の問題です。実は、年度当初は大体待機児童がない状況で、だんだん保育士が減ることに対する待機児童という問題が生まれてくるという事例がこれまでずっとありました。問題は、年度当初にこの小規模にもし希望がなかった場合、どうなるのかという問題です。いずれにしても行政で対応すると思うんですが、当然、必要な保育士等は配備しなければならないという状況の中で、年度当初にそうい

う事例が起こったときに、それはみんな保育所側の負担になるのかなのか。

川崎こども福祉課長 まず、今回の2か所については、申込みを3月1日から15日の間、受け付けており、プティットについては、現在19名の申込みがあり、こぐま保育園についても9名の申込みがあります。これについては、今から利用調整を行う予定にしています。もし申込みがなかった場合については、通常の認可保育所とか、新制度に移行した幼稚園等も同様に、運営費というのは在園する園児数に応じて支払うものです。同様に小規模保育についても、やはり在園児について支払うものということで、それは申請段階で説明はしているところです。また、申請のときにも、実際待機児童がいるということを前提で申請も受けているところです。

伊藤實委員長 待機児童について、解消する一つの手段としてこのようなことをするという事は評価できると思いますが、最近市のほうで全部希望を聞いて、されていると思いますが、第1希望に行けるか行けないかというのは、申込みのあった園にある程度の選考するあれがあるのかなのか、その辺についてはどうですか。市で決めて、こうですとするのか。

川崎こども福祉課長 新制度になり、申込みは市へ提出していただき、その申込み内容に応じて市で優先順位を付けて、利用調整は市が行うということになりました。ですので、園の受入れ希望というのは、そこには加味されないような仕組みになっているところです。それまでは、各園への申込みだったところから、大変現場で混乱等も生じておるところなんですけど、新制度になって利用調整は市が行うと法で定められている限り、市としては申込み内容に応じた優先順位で点数を付けて、それに基づいて優先順位の高い人から利用調整を行っていくという方法をとらざるを得ないというところです。

伊藤實委員長 そうした場合、山陽地区でも、小野田でもですが、宗教法人、いろんな宗派の保育園が運営されているわけですよ。それぞれ宗教も違う。いろいろその園の今までの方針というのはあると思います。いろいろ人間関係というか、地域のつながりとかもあるわけですよ。第1希望ではなくて、第3希望に行った場合に、いろいろと問題等も起きる可能性があるわけですよ。やはり、そこはすごく難しい問題で、一応の希望の中で、園のほうにそれぞれの選択というか、そうじゃないと、何かあ

ったときに、自分は来たくなかったのに第3希望で回されてうんぬんということも想定されるわけですね。その辺についての対応策は検討されていますか。

川崎こども福祉課長 新制度が27年度、今年度の4月から始まって、やはりそういった現場からの声も聞いています。自分は第1希望に行けなくて、第3希望で来たけど、こういう方針の園とは知らなかったという現場での意見を踏まえ、28年度入所については、11月に入所申込みを受け付けていますが、希望園を書かれる場合には、その施設に行って、施設の中を見学して、方針を確認してから希望を書いてくださいという対応をしているところですよ。

伊藤実委員長 市のほうの優先順位、それもあるんだけど、園側、引き受け側のほうにも、考慮するってということもすごく必要じゃないかと思うんですよ。要するに、今の言い方では、市がこうだから引き受けなさいという考えでしょ。でも、その園の伝統なり、経営方針があるわけですから、それにそぐわないようなこともあるわけですからね。そういうところを、行政としてはどのように対応するか。すごく難しい問題だけど、やはりすごく大事なところなので、検討していただきたいと思います。審査事業については終了し、ページについての質疑に入ります。130ページから167ページまで、質疑のある方。

下瀬俊夫委員 確認ですが、135ページ、国民健康保険特別会計繰出金です。この中で、今回のような乳幼児医療等をやった場合に、当然県との差額が出てきます。これは、この繰出金の中で見ているのかどうなのか。

亀田国保年金課長 医療費の軽減対策については、この一般会計繰出金の中に入れていきます。

下瀬俊夫委員 139ページ、扶助費の真ん中からちょっと下辺り、やむを得ない事由による措置費って何ですか。

兼本障害福祉課長 これは、想定として、虐待によって緊急的に入所させないといけなとか、すぐに契約できない状態を想定して、4人分ほど予算の枠取りをしています。

下瀬俊夫委員 そういう理由は分かるんですが、こういう名称にしなきゃいけ



ないんですか。もっと別の名称はないんですか。

兼本障害福祉課長 名称は、国の名称に準じて付けていますので。

中村博行委員 141 ページの一番上のねんりんピックですけども、昨年、本市で開催されて、やっぱりねんりんピックというのは、健康寿命を延ばすという意味で、非常に重要な競技参加ではないかと思うんですけども、金額が5万円ということで、10人程度かなということで思っているんですが、昨年度も、そのぐらいで当初上げられて、最終的には、三十何人あったと思うんですけども、この検証とか、これからこういうものにより多く参加をしてもらって、健康寿命を延ばしていこうという発想とか、考え方があれば教えてください。

坂根高齢福祉課主査 ねんりんピックの出場祝い金については、今年度は本市で行われたということで、金額を増やしましたけど、例年は10人前後出場されていますので、この金額になっています。ねんりんピックについては、また、県も、今年の成果を踏まえて、高齢者の方にいろいろと参加していただいて、介護予防とか健康づくりという形で拡大していくと聞いています。本市についても、そのような県のねんりんピックについて、後できちんと募集して、参加者を呼び掛けています。

下瀬俊夫委員 143 ページ、福祉会館の基本的な考え方と今後の方向について聞かしてください。

岩本健康福祉部次長兼社会福祉課長 福祉会館については、地域住民の方の利便性を考えて、会合の場、あるいは飲食の場、それと福祉的な活動の場ということで利用してもらっているところです。今後の運営についても、継続は当然ですけども、できるだけ地元の意見が反映するような形で、現在、公民館運営協議会で、1か所を除き、そういう形をとっていますけども、そういう形で、今後も運営を続けていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 そうすると、特に高齢者の福祉、増進のために必要であるという施設だという位置付けでいいですね。それは、小野田地区の人だけですか。

岩本健康福祉部次長兼社会福祉課長 現時点では、拡大の計画はありません。

山陽地区はないわけですが、小野田地区だけでいいという考えはありませんけども、山陽のほうであれば、その他の施設で代替できる部分もあろうかと思っておりますので、現状は、拡大する予定はありません。

下瀬俊夫委員 代替施設がどこにあるんですか。ちょっと教えてください。

岩本健康福祉部次長兼社会福祉課長 単純に公民館とかですね。複合施設もできましたし、そういったところでの活動も可能ではないかなと思います。

下瀬俊夫委員 高千帆地区には、目の前に公民館があります。そんなことを言ったら駄目でしょう。例えば風呂はないわけでしょう。だから、合併後、そこら辺についてどう対応をされるのかよく分かりませんが、小野田地区の人が必要であれば、山陽地区だって必要でしょう。ほかの施設を利用してこれって、それはいかなるものでしょうか。

岩本健康福祉部次長兼社会福祉課長 今後の方向性について、風呂の関係を先に申しますと、一時期、風呂の閉鎖ということもありましたが、結局、復活させています。今後の方向性については、28年度から地域福祉計画を策定予定としておりますので、今回、総合計画等含めてアンケートを取ったところですけども、その中での位置付けもしっかりした上で、山陽地区のあり方、小野田地区の今後について、また整理したいと思っています。

伊藤實委員長 下津、厚陽、津布田保育園、この将来構想は何か検討されていますか。

川崎こども福祉課長 公立保育園5か所の再編については、今、こども福祉課で構想を考えているところです。来年度にパブコメなり住民説明等に持っていければと考えています。

下瀬俊夫委員 145ページ、石丸総合館です。既に附帯決議もあり、条例改正について、新年度はどう取り組まれるのか、具体的にお答え願いたいと思います。

川上石丸総合館長 この条例改正については、25年、26年で皆さんに審議していただきました。その中で、石丸総合館運営審議会というのがあり、そこで委員の意見を聞きました。その中で、条例については、今のとこ

ろそのままにしておいてくれという意見ですので、今すぐというわけにはいかないという考えです。

下瀬俊夫委員 行政が出した条例案を地元の審議会で修正されたわけですよ。修正されて、わざわざ同和という言葉が入ってしまったということで、それはおかしいという委員会の審査の中で、できるだけ早く、同和という言葉がこの条例から外すべきだという附帯決議が付いたわけですよ。問題は、その審議会を通らないから当面我慢してくれって、それは意味が違うんじゃないかなと思うんですけどね。

川上石丸総合館長 地元の審議会と言われましたけど、この総合館の運営審議会は、地元の審議会ではありません。地元の方もいますし、そのほかのいろんな団体からも出ています。総合館の運営についての重要なことは、運営審議会の意見を聞きなさいと条例にありますので、それで聞いているところです。その結果でそういう意見になりましたので、我々としても、当面は様子を見ていこうということです。

下瀬俊夫委員 総合政策としては、こういう状況をいつまでも続けるんですか。

小野市民生活部長 館長が言いましたように、運営審議会によって、同和という言葉は残してほしいということがありましたので、今は審議会の意見に反して、変えるということは難しいのかなと、しばらく猶予期間が欲しいと思います。

下瀬俊夫委員 経過はそういうことですよ。もともと行政が提案された条例にはなかったんです。それを事前に審議会にかけて、審議会の中でこれを入れなさいっていうことになって、それから執行部からこの条例が提案されたわけですよ、議会にね。議会としては、これはおかしいという議論になって、附帯決議になったんです。だから、議会決議なんですよ。議会決議であっても、審議会のほうが優先するんだというあなた方の意見がそうであれば、これはまたこれで問題だけどもね。議会決議よりも優先するんですか、審議会のほうが。

小野市民生活部長 議会の意見について、従わないというわけではありませんけども、運営委員会でそういう結論がありましたので、もうしばらくその件については、そのままにしてほしいと。時期が来れば、また運営委員会に図り、決定していくことがあろうかと思っています。

下瀬俊夫委員 結局、特定の団体によって動かされている審議会です。だから、全会一致になるんですよ。このメンバーがいる限り、絶対変わりません。あなたが幾ら一時的にどうのこうのとか、ちょっとした間とか言っても、ちょっとした間はならないんです、残念ながら。それだけ難しいんですよ。そういうことをきちんと腹に入れた上で答弁してください。そんな議会をだますようなまね、やめてください。

中村博行委員 151 ページの上の19節の臨時福祉給付金、その内容と対象者数を教えてください。

深井社会福祉課主幹 臨時福祉給付金の負担金補助及び交付金の金額について、28年度は臨時福祉給付金が二つあります。前半の年金生活者等支援臨時給付金、それから、年の後半の通常の臨時福祉給付金です。臨時福祉給付金については、対象者数を1万3,000人と見ています。支給額は、1人当たり3,000円です。また、臨時福祉給付金には、加算額があります。65歳未満の方で、かつ、障害年金又は遺族年金を受給している方については、3万円が加算されます。この対象者数を1万1,000人と見ています。年の前半に支給する年金生活者等支援臨時福祉給付金については、1人金額が3万円です。対象者数は6,800人と見ています。

伊藤實委員長 ほかに。「なし」と呼ぶ者あり）それでは、民生費の審査を終了します。それでは、次、4時から、次の農林水産に入りますので、休憩に入ります。

---

午後3時50分休憩

---

---

午後4時再開

---

伊藤實委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。次に審査番号9番、6項農林水産業費について審査を行います。ここは審査対象事業がありませんので、194ページから211ページまでについての質疑を受けます。

中村博行委員 203ページ、土地改良事業の関係で、沖開作の排水機場の修理が1年以上延びたと思うんですけども、それはどの部分に載っているんですか。今年度されるんですよ。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 これは適正化事業ということで、5か年の積立てをし、地元の方に10%出していただく事業で、これを関係しているところへ申し込み、今年度、積立金はまだやっていないんですが、今年度やるということで動いています。

矢田松夫委員 201ページ、青年就農の関係で、6人で計算をされたということですが、これと下の新規農業と新規就業者、関連するんですか。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 まず、青年就農給付金については、27年度まで現実に6名に支給していました。そのうち1名が支給年度5か年を27年度で完了されますので、1名減り5人です。しかし、その次に、28年度に対して青年就農給付金の給付を受けたいという方々の審査を現在行っています。したがって、5プラス1という考え方で150万円掛ける6ということで、6人分を予算計上しています。

松尾数則委員 林業の振興についてお伺いしたい。山陽小野田市、立派な市有林をお持ちですが、公共施設いろいろ計画が出ていますけれど、市有林を有効に使って、そういった建築物を造るといった考え方についてお聞きしたい。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 市有林を経済林と見るのか、それとも自然の保全のためのものと見るのかという観点があるかと思います。私自身は、水源涵養等々の環境に必要なものという考え方をしています。しかしながら、前例もあります。経済林として材料化していくという観点は持っています。ただ、現在、経済比較等を行った中で、木材を使うのはちょっと難しいかなという意見を関係部署からもらっています。また、農林水産課としては、経済林として使用するのであれば、最低2か年は材料化に対して期間をもらわないと適切な材料にならない。これは厚陽小学校のときに勉強をしています。とは言いながら、実際に木材として使えるものですから、使うのであれば、適切な期間をいただいて、適切な材料として使用したいという考え方を持っています。

松尾数則委員 それは当然の話だからね。ただ、県には公共建築物に県林産の材木を使いなさいと、そういう条例等も出ている。山陽小野田市にはそういう条例は今のところない。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 なかったと記憶しています。

松尾数則委員 なかったら作るとかそういった気持ちもないのか。県にあるんですよ。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 県産材を使えという形で、県のほうは奨励もされ、また補助金も出されています。その県産材の中に、山陽小野田市材もあってほしいという思いはあります。ただ、その辺り林業に携わっている方、市有林だけではなく私有林、その方々と意見交換をする中で、経済としての林業を詰めていかないといけないと思います。条例化するとすれば、定期的に材料化できるという加工のほうもしっかり見据えた中でないと、絵に描いた餅になろうかと思います。ただ、検討はしていく課題ではあろうかとは思っています。

松尾数則委員 市有林は、絵に描いた餅、何の役にも立たないんですか。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 山陽小野田市が持っている山については、今予算計上している中で、下刈りとか枝打ちとかをしながら、水源涵養、自然保護、そういった観点でお金を掛けています。絵に描いた餅と言いましたのは、条例化する前にやることがあるので、今は機能しないんじゃないかという意味です。

松尾数則委員 次長に教えてもらわなくても、その辺のことはずっと一緒にやってきたから全部知っています。教えていただかなくても、山の中で育ってきたんですから。それを踏まえて、山陽小野田市の木を大事にしてもらいたい。つまり、あの学校林、今は市有林になっていますけど、学校林はそういう思いがあるんです。そういった内容も踏まえて、そういった条例も作るなり、この山陽小野田市の市有林を何とかしてもらいたい。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 木材利用、直接担当するのは建設部の建築住宅課になろうかと思います。ただ、これはハード整備において建築住宅課ということで、市営住宅等の整備はまたあろうかと思いますが、他の建設物に対して計画を立てるときに、木材の利用については当然検討試算してくださいという申入れはしています。そういう中で、やはり経済性とかいうところで、言葉は悪いんですが、はじかれた。それと議員の思い入れ、こだわりというのはひしひしと感じておりますので、勉

強課題とさせていただき、置かさせていただければと思います。

笹木慶之委員 全く視点を変えて、今、なぜ使わないのかということですが、使える木を育てないと使えないじゃないですか。問題はそこなんです。木を育てないと使える木は使えない。うそか本当か分かりませんが、厚陽中学校で、市の市有林の木を使おうとしたけれども、材質が良くなかったから適さないという判断があったということを知りましたが、それは本当ですか。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 現実には使っています。木は材料としたときに呼吸をしたりしてくれて、非常に適切なものです。適さなかったというのは乾燥の期間が短かったので、ひわった。そういった状況が出て、本来なら歩留まり6割とかいうところが4割弱になって、歩留まりが悪い分だけ単価的に高く付いてしまった。それは経済的な話です。ですので、期間をいただければ、十分な材料になると考えています。

笹木慶之委員 公有林のことだと思うんですが、植林して六十数年たっていると思うんです。ただ、間伐が必要ですよ、御存じですか。だから、最後まで手を入れないといい木材ができないということは認識しておいてください。その中で、一般質問でも少し言いましたが、青年の農業の就労については、新しい地方創生の中で人材育成が上がっていますが、林業、漁業、全く上がっていません。特に、林業についてどういう見解ですか。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 確かに、文字としては上がっていません。ただ、林業についての意識を高めていく、そういう活動があります。そういう中で、講演などもあって、啓発をしているぐらいで、実際に担い手を育成してうんぬんというのは、種を拾ってくるのか、種を探してくるのか、種が飛んでくるのを待つのかという、これは農業においても、漁業においても、林業においても同じ観点になろうかと思いますが、なかなか難しいところだと思っています。

笹木慶之委員 難しいことでしょうけれども、放置していたら一步も進みません。だから、一步一步難しいでしょうが、前に出てもらいたいと思います。

下瀬俊夫委員 実は、担当委員会の中で、新火葬場の件で、地元産の木材を活用した施設にしたかどうかという提言をしたわけです。ところが、それ

は無理だと言われました。それは、農林水産課ときちんと協議された上での回答だったのかどうか、ちょっとそれだけでもいいんですか。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 私自身は協議という覚えがありません。ただ、公共施設を造るときには、木材利用について当然比較検討の対象にしてくれという申入れをしていますので、その中でそう答えざるを得ない理由があったんだろうとは思いますが。

下瀬俊夫委員 なぜかという質疑の中で、地元産ではそれだけの材料が手に入らないんだという回答があったんです。まだ設計前の話ですから、設計前に材料が手に入らないっていうのはおかしい話だけど、県内を探せばあるんだけど、市内にはないんだと言われました。だから、そういう協議があったのかが聞きたかったわけです。

伊藤實委員長 ないということですね。

笹木慶之委員 205ページのところに入っているんじゃないかなと思うんですが、長谷川の県の土地改良事業、その現況と28年度の事業予定を教えてください。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 これについては、27年度に実施設計等が終わり、用地の確定も終わっていると聞いています。したがって、28年度においては、実際の工事を着手するとなっています。

笹木慶之委員 それでこの205ページのどの部分に入っているんですか。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 県事業の負担金の中に入っています。

下瀬俊夫委員 199ページ。地方卸売市場特別会計繰出金です。本会議の中で、この繰出しを見直すかのような答弁がありました。それで、繰出金を出している意味が変わってきたかのような答弁があったんですが、実際、この繰出金がなくなったときに、この市場は一体どうなるんだろうかというのが気になるんですが。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 一般会計からの繰出金の内容は、26年度、27年度、28年度に500万円、300万円、300万円、28年度で切りますが、これが運営補助金です。運営補助金は時限的なもの



ということで、今後、出す考えは持っていません。あとは自助努力で黒字転換を大きくして行って、累積債務を埋めてくださいという流れです。それ以外の繰出金については、施設の管理費という位置付けです。

下瀬俊夫委員 市長答弁なので、意図は分かりませんが、これはずっと本会議の中で、繰り出すことそのものが問題であるかのような意見があって、これに対して今回初めて市長がそういう答弁をしたと。問題は、言われるように運営補助については基本的になくなるが、管理等については、これからも必要であるという見解ですね。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 おっしゃるとおりです。

笹木慶之委員 207ページの有害鳥獣の関係ですが、まず、200万円の有害鳥獣の防護柵の設置事業、これは新規ということで、交付すればいいなと思うんですが、これから希望者に対する対応、これ時期を見て適切にやらないと混乱が起きると思いますよ。およその目標、いつごろどうするということを教えてください。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 新規の有害鳥獣の柵について、200万円準備しています。農林水産課又は土木が小規模土木なり、小規模土地改良というものを持っています。まず、現地を確認し、設置があるかないか、これは新設置だけじゃなくて、老朽化したものを新しくしたいというものにも対応したいと考えています。だから本当に老朽化しているのか事前審査を行います。それをもって今度は本申請していただくと。この順番については、受付順という考え方でいます。また、この交付に対する規則等については、承認いただいたら、決裁を取るという流れを担当に指示して作っています。また、告知が一番難しいだろうと思っています。農業委員会の中で、まず告知をしていく。それから市のホームページの中にも載せていきたい。それから広報にも載せていきたい。4月、5月、おおむねこの2か月をもって告知期間ということで、徹底していきたいと思っています。

笹木慶之委員 余り遅くなると実効性がないわけですね。特に田の場合には、もう6月までに設置しないと、それ以降、非常に荒らされる可能性が強いということで、設置時間も含めれば5月の末ぐらいまでには告知する必要があると思います。それからもう一点は、猿の被害が物すごく増えているというのは知っていますでしょうか。現実問題はイノシシどころ

じゃないです。それで、宇部は1匹捕獲したら幾らという捕獲料を出しているようで、特定の人が捕獲をかなり積極的に始めているということのようです。そうすると捕獲するとその地域はいなくなってしまう、皆山陽小野田のほうに来てしまうということで、それはどのように考えていますか。

多田産業振興部次長兼農林水産課長 昨今、猿が街なかに出るやつは「はぐれ猿」と言われています。平沼田とか宗末は群れで来る。それで猟友会の方々と話をしますと、最初に来た一匹を捕獲してしまうと、群れ自体が分散してしまう。被害が全く同じであれば分散した分だけ、地域が分散してしまうという説明も受けます。そういう中で猿に対して何が有効なのかというところがありますが、なかなか手を持っていません。脅しによる「逃げてちょうだいね」というような作業しかありません。ただ、先ほどの捕獲奨励金の中に猿の項目もあります。1匹当たり1万3,000円という捕獲奨励金を上げています。また、有害鳥獣被害対策協議会で4市にわたって協議を持っています。その中で27年度においては、美祢と山陽小野田市の間に共同で猿の捕獲おりを設置しています。山陽小野田市でも適切な設置箇所が見つければ、今度は山陽小野田市でというような形で綱引きをしながら、猿の対応策についても実施できればと考えています。

笹木慶之委員 特定の地域を上げて言われましたが、これ本当に笑い事じゃないわけで、来年はすぐそこまで来ますよ。物すごく繁殖率は強いし、行動力はある。だからA地点が危なくなかったらB地点まで、もう次の日にはそこへ行きますね。被害額も相当出ているようですから、実践力を持って対応してもらおうという、これは単市ではできない問題でしょうけどね。だから近隣の市と連携して、より適切な方法を対応してもらいたいということをお願いしておきます。

伊藤實委員長 はい、ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは農林水産業費関係の質疑を終わります。続いて、11款の災害復旧費290、291ページについて。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、ここで職員の入替えをして、本来でしたら労働費等ですが、これは明日。今から土木費と公債費、予備費について35分から再開します。15分延長します。

---

午後 4 時 3 0 分休憩

---

---

午後 4 時 3 5 分再開

---

伊藤實委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開します。それでは 8 款土木費の審査対象事業 1 2 番について、所管でやったので産建の委員長からお願いします。

中村博行委員 小野田駅前の整備事業については、50 年以上前に立てられた区画整理事業、これがいまだに残っていて小野田駅前の西側のほうは整備が進んだんですが、東側のほうが整備が遅れている。3 階以上の建物が建てられないということが非常にネックになっているので、地元から何とかしてほしいということで、改めて新たな事業として都市再生整備計画事業という形で切り替えて、小野田駅前一帯を整備し、また、市道 3 本を指定して、公園も設けるという事業を進めていくということで、これから、地元の協議に入るということです。

伊藤實委員長 それでは、質疑はありますか。よろしいですか、今の事業については。それでは、220 ページから 245 ページまでの土木費関係についての質疑を受けます。

小野泰副委員長 小規模土木の現状をお願いします。

泉本土木課主査 小規模土木事業については、今年は平成 25 年度の受付分までが終わり、来年度からは平成 26 年度に受け付けた分を実施していくことを考えています。それプラス、今まで継続分ということで考えており、昨年来、50 件程度だったんですが、今年は 74 件実施して、かなり進捗したと思っています。

小野泰副委員長 残りはどの程度ありますか。

泉本土木課主査 現在、62 件、残っています。

小野泰副委員長 負担額が 2 割から 3 割になりましたが、その点についての問題は無いのですか。

泉本土木課主査 その点については、申請される方については丁寧に説明して

いますので、特に、そのことについての質問とかはありません。

岡山明委員 225ページの13節の道路台帳整備委託料、それと227ページの管理委託料、この二つの内容を教えてください。

井上土木課課長補佐 8款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費の13節委託料、225ページの1,291万5,000円については、法で定められた台帳整備のための委託料です。新しく市道になったとか、県道が市道に降格されたとか、新たに市道として追加された部分、修正された部分についての台帳を修正するための業務の委託料です。道路橋梁維持費13節管理委託料の111万円については、街路灯の維持管理に関するものです。

岡山明委員 225ページの道路台帳、道路整備のための委託料ですけど、橋りょう寿命修繕計画に反映されているという部分ですか。

井上土木課課長補佐 関係するものではありません。

岡山明委員 橋りょう寿命計画の部分、どこからその予算が出ているんですか。

井上土木課課長補佐 橋りょうの補修に関するものについては、229ページですが、道路新設改良費の中にある工事請負費7,700万円の中に含まれています。来年度予定しているJRのこ線橋の部分については、13節の委託料1億円ですね。JRのほうへの工事委託、こちらになります。

岡山明委員 修繕計画の部分で50年と言われているんですけど、50年たったのが現在28橋ある。また、10年後には120近くある。そういう状況の中で、計画的に建てられているかどうか。今後、物すごい負担が出てきたときに建替えが難しくなると建替えをしない、そういう状況が出てきたときに3本あるうち1本しか残らない、そういう状況があるんですけど、大丈夫ですか。

井上土木課課長補佐 第二高千帆橋の修繕も、24年度から継続が少し延びていたんですけども、28年度に予定しています。あとは、順番に従って悪いところから修繕、いわゆる事前の修繕をやっていきたいと考えています。点検については、来年度は職員で引き続き行うものと、どうしても自分たちでできない大きなものについては、専門の業者に委託して

行いたいと考えています。

岡山明委員　そういう形で、50年たっている28の橋に関しては大丈夫と。あと、10年後には、残りの120ぐらいきて、トータルで140ぐらいあるけど、これは今後の管理の状況の中で大丈夫だと、そういうことでよろしいですね。

井上土木課課長補佐　絶対ということはありませんけども、予算の許す限りで調整しながら、大きな橋もやっています。それで、小さい橋りょうについては、自前でベテランの職員を配置していますので、それで点検していきます。

河野朋子委員　小規模土木、結局、前の前の年の申請を2年遅れでやるという感じでしたよね。いつからそういう状況でしたか。申請したら、すぐやってもらえるという状況にあるべきと思うんですけど、28年度は26年度に申請された分をやるということですよ。もともとこういう仕組みですか。

泉本土木課主査　小規模土木事業については、合併してからこの制度にしています。そのときには、既に待機待ちの状態でした。この状態が続き、非常に好ましくない状態ということで、本年度は予算を大幅に付けて、かなりの件数をこなし、待機も1年は短くなったと思っています。

河野朋子委員　ある程度は聞いていたんですけど、もうちょっと短くしていくためにも、この予算を増額していくとか、緊急的なものは優先的にやっているという理解でいいんですか。

泉本土木課主査　緊急的なもの、災害とか、そういう案件については、申請があった年にやっています。

佐村建設部長　河野議員が指摘された件ですが、市長も問題意識を持っており、27年度は、大幅に予算が付きました。それで3年待ちのところを27年度末で2年待ちぐらいになったということで、1年消化することができた。28年度の予算についても、結構、計上しています。

笹木慶之委員　227ページの委託料の草刈り等委託料1,432万5,000円ですが、今年は委託料を少しは上げているんでしょうね。

井上土木課課長補佐 委託料については、昨年度比で約10万円上がっています。

笹木慶之委員 自治会に委託されている委託料が10万円ほど上がってくるということですね。

井上土木課課長補佐 はい、そうです。複数の自治会になりますけれども、そういうことで理解いただきたいと思います。

笹木慶之委員 そういう努力をされたことは認めますが、ただ、国道と県道と市道、もちろん財政力の問題があるから全部一緒には言いませんが、相当開きがあるんですよ。作業は、同じ材料を使って、同じ草刈りの刃を使って、切るのも一緒ということで、もちろん地元として協力はしますが、やっぱり面倒を見ないと現状が維持できなくなってしまうということで、一部では、もう市に返したほうがいいんじゃないかという声まで出ています。そのところも踏まえて今後の対応はしっかり検討いただきたい。

中村博行委員 新規で求められたのが何件あるんですか。

井上土木課課長補佐 3件と聞いています。

中村博行委員 もうやめたいという自治会が当然あるのと同時に、それを何とか地元でカバーしていこうという考えもあると思いますので、ちゃんとした考え方のもとに新たな委託先を求められていくべきではないかと思うんですけども、どうお考えでしょうか。

井上土木課課長補佐 今年度、要望のあった3地区については、今まで無償でやっていただいたところです。それで、燃料費とか、草刈りの刃とか、そういうものはどうしても必要となるから、これ以上ボランティアでは、できないという要望でしたので、予算確保した結果が今の金額です。これからも予算確保については努めていきます。

笹木慶之委員 今まで委託していた自治会の単価は全く上げてないんですか。

井上土木課課長補佐 今まで協力していただいている単価は、今回値上げはし

ていません。

笹木慶之委員 この単価は合併のときからずっと動いてないんじゃないですか。物価スライドというか、幾ら何でも10年間も全く触らないで放置していたら、地元の不満も出ますよ。消費税も動きましたし、特に草刈り機の刃というのはどんどん高くなっていますよね。ということで、協力はもちろん地元はしなくちゃならないと思いますが、何がしかの検討を、財政課はどう思っていますか。

篠原財政課長 草刈り等の委託料の単価の関係ですが、これだけに限らず、様々な事業がありますので、全体の財政状況を見極めて、予算の配分に努めるということにしています。

下瀬俊夫委員 県工事との関係で2点ほどお聞きします。1点は、鴨橋、これは激特でやっていますが、昨年末の完成予定が延期されました。3月中ぐらいには完成の予定ということになってはいますが、実際そうなるのかというのが一つです。もう1点は、これ市道ですよ。市道だけでも激特になったということで、県がやっています。ただ、この問題については、地元住民からもかなり意見があって、何とかしてほしいということで、若干勾配が緩やかになったということがありますが、10%が8%になってもそんなに変わらないと思うんです。ただ、こういう問題について、市がどう対応されたのか、これがよく見えないんです。県の設計に全てイエスマンになったのかどうなのか。地元の住民から異議ありという話が出て、初めて市が動いたのか、ちょっとそこら辺が分からないので教えていただきたいと思います。

榎坂土木課長 鴨橋については、今月の18日に県から市が完成の引継ぎを受けられるようになっています。

森都市計画課長 災害時の担当課長でしたので、設計は全て県でされました。そのときに聞いていますが、あくまで高さは1メートル近く上がりますと。ただ、勾配については、もともとの勾配を踏襲しますということで話を聞いていましたので、そういう形で設計は進められたと。ただ、実際現場を見ると、高さが高くなった分、同じ勾配でも距離が長くなっていますので、今回それを含めて若干緩い勾配に変えられたと聞いています。

下瀬俊夫委員 問題はそういう設計に対して、市がどう関与されたのか。結局もとの勾配のままだからいいじゃないかという認識だったんですか。あれを見て、地元の皆さんが大変不安に思われたわけですよ。その点で地元の皆さんとの協議なり、懇談なりは、市としては何もやらなかったんでしょうか。

森都市計画課長 市として直接はやっていませんが、こういう形の橋になりますというのは、地元説明会を開催していますので、ただ、その段階では皆さん絵の中の話なので、なかなか理解ができなかったのではないかなと思っています。

下瀬俊夫委員 それはそうですよ。橋の形状ができて、あんな形状になって、皆さんが不安に思って、地元説明会をやったわけでしょう。そういう点では、絵を見せて了解得ましたというのは、いかがなものかと思えますけど。やはり少なくとも、地元の皆さんの意見をもっと率直に市が聞いて回るとか、調査するとかというのは、もっと必要じゃないかなと思うんですが、いかがですか。

森都市計画課長 県の設計の段階で、業者に設計を発注されていますので、県からこういう絵ですという説明を受けますが、それをまた市が間に入って地元にとというのは、その段階では難しいとは思っています。当初に話があったのは、この際ですから道路を拡幅されますかという提案も実は県からありました。ただ、市として、あの道路を全体的にずっと歩道を付けていく道路に全線を変えていくという計画は持っていませんでした。新橋については、もともとの街路事業という計画もあった中で、片側の歩道を付けるという形の改修はしていますが、鴨橋については、全面的に家が張り付いた道路を全体的に拡幅していくという市の計画がありませんでしたので、県に対しては、あくまで現在の幅のままでお願いしますという形で進めたままで、その段階で皆さんに説明会をやるのは県でしたし、市が地元に対してどうのこうの聞くということは、実際していません。

下瀬俊夫委員 地元の市道ですから、県がやることに全部お任せという対応がどうなのかなってという地元の疑問があったという点については、紹介しておきます。

伊藤實委員長 5時になりましたけど、15分程度延長したいと思います。



下瀬俊夫委員 231ページの河川管理の問題です。これも例の県工事に関連する問題なので、聞きたいんですが、桜川の改修をずっとやられています。ところがあれは桜川じゃないですよ。桜川というのは、原印刷からずっと真っすぐ伸びているのが桜川でしょ。桜川の支線ですよ。これはやっぱり重要河川の指定になるんですか。

榎坂土木課長 桜川は2級河川です。

下瀬俊夫委員 あれは桜川じゃないんじゃないかと言っているんですよ。

榎坂土木課長 桜川と思っていますけど。

森都市計画課長 原印刷のほうに行く、まっすぐに伸びるのは支線になり、桜川自体は途中で右に曲がっていく、あれが桜川になります。

下瀬俊夫委員 それはそれでいいんですが、ポンプ場に3台ポンプを据えた。大正川の排水機場です。桜川と大正川の流入量について、担当課に教えてくれて言ったら分からないって話だったんです。これは、重要河川、あるいは県河川だから、地元が分からないということでもいいんだろーかと思ったんですが、今でも分からないんですか。

森都市計画課長 厚狭川の整備計画は県で作られており、そのときに厚狭川に流れ込む大正川、それから桜川があるんですが、計画では、川の流量、30年の計画で見ると、大正川から80トン、それから桜川から40トン、合計120トンが、大正川のポンプ場に集まる。5m程度の高さ、要は、今の区画整理の高さの部分は浸水しない、その高さで収まるという計画で設計されています。

下瀬俊夫委員 地元の皆さんにほとんどそういう数値が示されていないので、計画的には分かるんですよ、県土木行ったら分かるじゃないかって話になるんです。ただ、大正川は80トン、桜川は40トン、合計120トンの流量計算です。それに対して、ポンプ3機を据えて39トンでしょ。計算上は全く合わないわけですよ。だけど、何年周期という形で言われるから、その周期であれば大丈夫だろうという程度の話で、結局、これは広瀬地区の遊水池の問題とも関連してくるんですよ。それがあから、遊水池があるから大丈夫なんだっていう話ですか。

森都市計画課長 ポンプの能力計算されるときは、遊水池とは言いませんけど、現状の田を遊水能力があるものとして計算されていますので、その結果、39トンのポンプが付いているということです。

下瀬俊夫委員 そうすると、広瀬地区、区画整理以外のところ、特に文化会館の裏側、これは基本的に遊水池と言っていいかわかりませんが、そういう能力を持っていると理解して、流量計算なり、あるいはポンプ場の設計もされたということでもいいんでしょうか。

森都市計画課長 その計画になっています。

岡山明委員 243ページの19節の一番下の市営住宅の転入先の補助金、それと245ページの市営住宅の転出移転補償金、これはどういう目的の補償金かちょっとお願いします。

中森建築住宅課長 今回、計上している市営住宅入居者移転先の家賃補助金と移転補償金、これは漁民アパートという住宅があるんですけども、そこが、今借地の上にアパートが建っている状況になっています。合併前、当初からそういう状態になっており、土地の所有者がそろそろ返還を考えてもらえないかという申し出がありましたので、内部協議を重ねてきています。住宅マスタープランを24年に策定して、その時点でも漁民アパートは別地域に建て替えましょう、現在の漁民アパートは廃止の方向にするということで、地元説明会等もして、そういう位置付けにしています。所有者から、目標30年という話が進んでいた関係で、残りあと3年しかありませんので、ほかの市営住宅に移ってもらう移転費用や他の市営住宅に移った場合、今の漁民アパートの家賃よりも高いところに入ってもらようようになりますので、その過渡期の部分を補填するものです。

岡山明委員 市住から市住に移る場合、移転が厳しい。今、定住促進、こういう状況の中で、宇部の市住から地元の市住に移るのに条件的に駄目ですと。一旦民間の住宅に入って、それから市住に入りなさいと、そういう無理難題と言ったらおかしいんですけど、直接入れない。どういう考えがあるんですか。

中森建築住宅課長 公営住宅から公営住宅に移転する方法としては、急に体の

具合が悪くなって、高い階に上がれなくなった場合は1階に移りたいということで相談があれば、協議して、空いておれば移っていただく。その代わり費用自体は本人の負担になります。よその公営住宅にいる方が山陽小野田市の市営住宅に入りたいというのは、これまで、よほどのことがない限り断っていましたけども、県のほうがその辺の移転について、柔軟な施策に昨年変更して、山陽小野田市も、同じように他市の市営住宅からの移転を認めていこうという方向で、市長協議も終わっているところです。宇部市のほうも、どこの市営住宅に入っている方でも、市営住宅の申込みを拒むものではないという形に変わってきており、山陽小野田市も4月1日以降の募集に関しては、柔軟な形に切り替えていく予定にしています。

矢田松夫委員 先ほどの鴨橋の関係ですが、県工事に口を挟むことはできないという回答でしたが、一番被害をこうむるのは地元住民で、最近も、鴨橋のそばで厚狭川に降りる階段で、工事人夫と地元住民、二人が転げ落ちたと。こういう事故があるんですが、こういう場合、どうしたらいいんですか。結局、市民が一番被害をこうむっているんですよ。工事したのは県だから知らないよというわけにいかないと思うんですが。

佐村建設部長 一番目の鴨橋のたもとの階段ということで、地元の方からも要望があり、手すりを付ける準備をしています。今しばらくお待ちください。これは、地元の方が県に言われて、市のほうも同じくお願いし、手すりを付けていただくようになりました。それと2番目の桜川の所ですけども、これに関しても1か所ほど危ないから転落防止の柵とか、ガードレールのお願いが地元からありました。その案件については、1か所は設置してもらえるようになっています。

矢田松夫委員 それから都市計画費の関係で、継続事業でコンパクトなまちづくりモデル推進事業で50万円付いているんですけど、何ページですか。

森都市計画課長 235ページ、13節委託料の一番下にアドバイザー派遣委託料50万円とありますが、それに当たります。

矢田松夫委員 それで質問ですが、先ほどの高齢福祉のときも言ったんですが、今回、民有地5,400平米ですか、民有地を買われてそこに老健施設ができるということですが、私も、540万円も掛けたコンパクトなまちづくりの構想の本を読みました。この中にこう書いてあるんです。保健、

医療、福祉が一体となった地域包括システムの構想も視野に入れて安心できる住環境の整備を目指すと書いてありながら、結局のところ、老健施設が民有地に行ったということです。なぜそれを今回の半径500メートル以内の、あるいはJR厚狭駅を中心とした、そういったことをなぜ接触しなかったのかということなんですよ。コンパクトなまちづくりはいまだに続いているのに、そういう施設を放棄したとは言いませんが、高齢福祉と連携をとって、そのまちづくりをしなかったのか非常に残念です。行政側から断られたということも聞いたんですが、どうですか。

森都市計画課長 私は当時いなかったのですが、詳しいことは知らないんですが、今の区画整理のところの単価と民地の値段が合わなかったんじゃないか、民間の方がやる事業なので、そこで単価が合わなかったのではないかなと推測されます。

矢田松夫委員 単価が合わなかったという結論でいいんですか。単価で折り合わなかったから、相手から断ったということでもいいんですか。

佐村建設部長 モデル地区内の公社所有地が使えなかったかという質問でよろしいですか。その話は私も聞いていますし、話があったときに、これはいい話だなと、委員が言われるようにこの構想にマッチしたものが来ると思って、来ていただきました。公社所有地については、所管が管財課になりますので、そちらが折衝したということで、建設部として断ったというわけではなく、歓迎だったわけですが、結果的には単価が合わない、それから向こうは借地を希望していたと聞いていますが、金銭的なものが折り合わなかったと聞いています。

河野朋子委員 コンパクトなまちづくりの事業ですけど、27年度には事業計画の調書を出してもらって審査したんですよね。かなりの金額が上がっていて、1,000万円とか3,000万円とか、5,000万円近く毎年上げてありましたけれども、結局、今回、アドバイザー派遣委託料という50万円程度のものになっていますけど、この計画はどう今後変わっていくのか、全然見えないんですけど。

森都市計画課長 実は、12月に27年度の当初予算については、落とさせてもらったのもあるんですが、もともと当初、予定していたのも、あそこがどんどん進んでいけばという計画では持っていましたが、実際に地元の声聞く中で、すぐ動くような状況ではありませんでした。28年

度、今50万円と言っていますのも、コーポラティブについての市としてのある程度の助成制度を設けた上で、地元は今から入っていきたいと考えています。その中で、地元が検討しようと思ったときにはアドバイザーを派遣して、実現可能かどうかの検討をしてもらえるようなイメージで考えています。27年度当初で考えていたことと、全く事業の進み方が変わったことになっています。

河野朋子委員 27年度、担当課にしても企画課にしても、満点が付くような、こういった事業を出されていますので、これについて方向転換をされたと理解していますが、それでいいんですよね。

森都市計画課長 そのとおりです。

中村博行委員 東下津地区の内水対策事業で、狭間川ポンプについて、この事業内容とタイムスケジュールについて教えてほしいと思うんですが。

泉本土木課主査 狭間川の東下津地区の内水対策については、本年度、土木の詳細設計を出しています。そして、来年度機械の業務委託、それから、非出水期、水の少ない時期に工事に着手したいと計画しています。あと年次的に整備を随時進めていきたいと思っています。

中村博行委員 完成はいつ頃と見えていますか。

泉本土木課主査 31年をめどに完成したいと思っています。

中村博行委員 それについて、地元説明会を開かれる予定はどうお考えでしょうか。

榎坂土木課長 地元については、先般、地元の自治会長にお話しして、4月以降説明会を行いますということで了解と段取りを付けています。

中村博行委員 ポンプの容量は、何トンを見えていますか。

榎坂土木課長 1トンが3基です。

中村博行委員 プラス1で3基ですか。それとも、新たに3ですか。

榎坂土木課長 新たに3基です。

下瀬俊夫委員 243ページ、空き家家具撤去ですが、これは空き家条例の関係かどうかということと、何件ぐらい対象になっているのか教えてください。

熊野建築住宅課住宅管理係長 空き家条例とは関係なく、市営住宅で身寄りのない方が亡くなったりしたときの家財撤去の費用です。平成27年度については1件ほど実施して、あとは市営住宅に入居される方の事前の部屋のハウスクリーニング代をこの中で委託料として支出しています。

下瀬俊夫委員 その下の住宅リフォームですが、これは去年よりも予算は増えていますか。

中森建築住宅課長 昨年と一緒の当初予算1,000万円です。

下瀬俊夫委員 例年どおりの要綱で対応されるのかということですが。これに対する改善措置、いろいろ要望が出ていますが、改善措置について対応されるのかどうか。

中森建築住宅課長 住宅リフォーム資金助成事業実績を配っていますが、その1枚目、上から予算実績、申請件数実績、リフォームの実績、事務日数の実績とあり、今言われるのは、事務日数が掛かり過ぎているのではないかということではないかと思うんですが、平均の事務日数が26年、27年の2年間が非常に長くなっています。理由ですけども、家屋の所有者や居住者の確認を厳格的にしたことと警察に暴力団の照会が必要になったことが原因です。暴力団の関係で助成ができないということになったことはこれまでありませんので、その辺りの要綱を変更して、警察の回答が来る前に内示を出すような形で来年度以降は運用して、事務日数を短くしていきたいと考えています。

下瀬俊夫委員 そういう問題じゃないんです。例えば外構工事に使えないとか、そういう問題、あるいは店舗には使えないとか、いろいろあるでしょ。いろんな改善の要望もあったわけですが、新年度も変更なしという対応ですかって聞いたんです。

森重建築住宅課主査 今年度から対象となる事業を一部見直ししています。質

問のあった外構、門、塀については、耐震性を高めるものは対象になる  
ということで変えています。(3月17日に発言の訂正あり)

伊藤實委員長 ほかによろしいですか。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは、土  
木費については終了し、次の公債費、292から293について。いい  
ですか。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは、13款の予備費。292、  
293。よろしいですね。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは、少し延長  
になりましたが、本日の委員会を終了します。どうもお疲れさまでした。

---

午後5時25分散会

---

平成28年3月16日

一般会計予算決算常任委員会委員長 伊 藤 實